

平成27年度 統計法施行状況報告

平成28年6月30日

総務省

政策統括官
(統計基準担当)

はじめに

「平成27年度 統計法施行状況報告」は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、平成27年度中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

なお、構成については、「本編」、「別編」及び「資料編」の3編構成とし、各編の内容は以下のとおりである。

- 本 編： 基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括したもの
- 別 編： 基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの
- 資料編： 「本編」に加え、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載したもの

目 次

【本編】	5
I 基本計画	6
1 基本計画	6
(1) 基本計画に関する法施行状況報告	6
(2) 第Ⅱ期基本計画の概要	6
2 取組状況	7
(1) 全体の状況	7
(2) 平成27年度の主な取組実績	8
II 公的統計の作成	9
1 基幹統計	9
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	9
(2) 法定の基幹統計の状況	10
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	10
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	11
(5) 基幹統計調査の実施状況	12
(6) 基幹統計の公表の状況	12
(7) 基幹統計調査の統計精度確認の状況	13
2 一般統計調査	15
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況	15
(2) 一般統計調査の実施状況	16
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	16
(4) 一般統計調査の統計精度確認の状況	17
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	19
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況	19
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況	20
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	20
5 事業所母集団データベース	20
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	20
(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況	21
6 統計基準の設定	22
7 法に基づく協力要請	22
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況	22
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	23
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況	23
(4) 総務大臣が行う協力の要請状況	23

III 調査票情報等の利用及び提供	24
1 調査票情報の二次利用.....	24
2 調査票情報の提供.....	24
3 委託による統計の作成等の実施.....	26
4 匿名データの作成及び提供.....	26
5 調査票情報等の適正管理のための措置.....	27
IV 統計委員会	29
1 統計委員会及び部会の開催実績等.....	29
2 統計精度改善に係る取組.....	30
V その他	31
1 統計情報の提供（e-Statの取組等）	31
2 罰則等.....	32
【別編】	33
[基本計画 事項別推進状況]	
「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」関係.....	34
「第2 公的統計の整備に関する事項」関係.....	34
「第3 公的統計の整備に必要な事項」関係.....	54
「第4 基本計画の推進」関係.....	68

【資料編】	73
[統計法関連]	
資料1 統計法の概要	75
[基本計画関連]	
資料2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	77
資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	80
資料4 オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は進捗状況	81
資料5 統計職員等の人材の育成・確保の状況	85
資料6 統計関連業務における民間委託の状況	87
[公的統計の作成関連]	
資料7 基幹統計調査の承認一覧	89
資料8 統計委員会における諮問・答申実績	90
資料9 基幹統計調査の年度別承認件数	91
資料10 基幹統計の公表までの期間	92
資料11 一般統計調査の承認一覧	93
資料12 一般統計調査の年度別承認件数	96
資料13 一般統計調査の結果の公表までの期間	97
資料14 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	99
資料15 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	99
[調査票情報等の利用及び提供関連]	
資料16 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）	100
資料17 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	102
資料18 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例	104
資料19 オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査	107
資料20 オーダーメイド集計及び匿名データの提供（実績）	108
[統計委員会関連]	
資料21 統計委員会委員名簿	110
資料22 統計委員会臨時委員名簿	111
資料23 統計委員会専門委員名簿	112
資料24 統計委員会開催状況（第86回～第96回）	113
資料25 統計委員会が軽微な事項と認めるもの	114
[その他関連]	
資料26 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数	115
資料27 政府統計の総合窓口（e-Stat）について	117
資料28 政府統計共同利用システムについて	118

【本 編】

I 基本計画

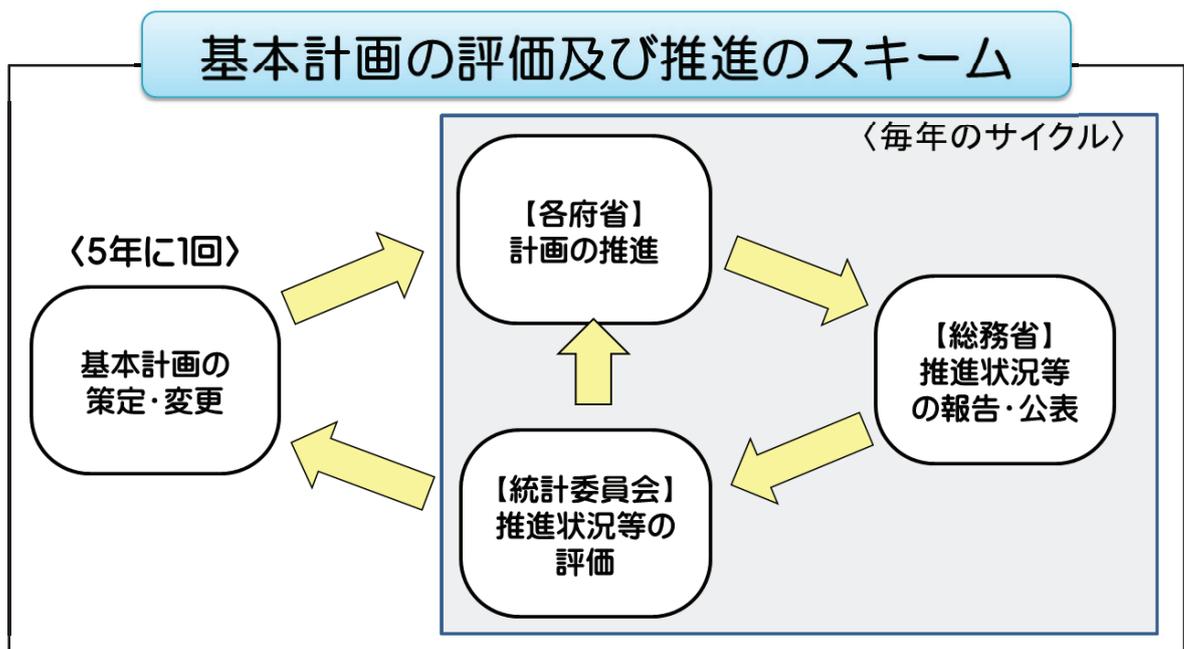
1 基本計画

(1) 基本計画に関する法施行状況報告

法第4条第1項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

この基本計画については、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。このため、総務大臣は、毎年度、法施行状況報告を取りまとめ、公表するとともに、統計委員会へ報告することとされている。

第Ⅰ期基本計画（計画期間：平成21年度から25年度まで）は、平成21年3月に閣議決定されたが、その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、第Ⅰ期基本計画を変更した計画として、第Ⅱ期基本計画（計画期間：平成26年度から30年度まで）が、26年3月に閣議決定された。



(2) 第Ⅱ期基本計画の概要

第Ⅱ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅱ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、平成26年度からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算の整備などの「公的統計の整備に関する事項」とオンライン調査の推進などの「公的統計の整備に必要な事項」が計107事項掲載されている。

別表記載の107事項を、取組の着手期限で分別すると、平成26年度を着手期限とする事項が57事項、27年度を着手期限とする事項が21事項、28年度以降を着手期限とする事項（期限未定のものを含む。）が29事項となっている。

2 取組状況

(1) 全体の状況

基本計画別表に掲げられた107事項について、各府省から報告された平成27年度の取組状況をみると、各府省は、平成27年度末までに100事項（93.5%）について、基本計画が求めている措置を講ずるための取組に着手している。

また、これら107事項の着手期限別の取組状況は、表1のとおりであり、平成26年度及び27年度を着手期限とする事項は全て着手済みであるほか、28年度以降を着手期限とする事項についても、75.9%が着手済みとなっているなど、順次取組が進んでいる状況である。

なお、107事項のうち、平成26年度末までに取組を終えなければならない6事項及び27年度末までに取組を終えなければならない16事項については、27年度末時点で全て取組を終えている^(注)。

注) 平成26年度を取組完了期限とする6事項のうち1事項は、同年度末時点では継続実施であり、平成27年度末時点で取組を終えた。

なお、平成27年度を取組完了期限とする16事項の中には、一事項の中で取組完了の期限が複数設定されているもの（例：○は平成27年度末までに実施し、×は平成28年度末までに実施する。）も含む。

表1 着手期限別取組状況（平成27年度末時点）

	該当 事項数(A)	着手済 事項数(B)	着手率 (B/A)
平成26年度を着手期限とする事項	57	57	100.0%
平成27年度を着手期限とする事項	21	21	100.0%
平成28年度以降を着手期限とする事項等	29	22	75.9%
合計	107	100	93.5%

注) 「平成26年度を着手期限とする事項」とは、基本計画別表に記載された実施時期が、「平成26年度末までに実施」や「平成26年度から実施」などとされている事項のほか、「平成27年調査の企画時期までに結論を得る」などとされている事項を指す。

「平成27年度を着手期限とする事項」及び「平成28年度以降を着手期限とする事項等」も同様の整理であるが、後者については、期限が明確に定められていない事項を含む。

(2) 平成27年度の主な取組実績

基本計画別表記載事項に関する各府省の個別の取組実績のうち、主なものは、表2のとおりである。

なお、平成27年度における全事項の取組実績については、別編「基本計画 事項別推進状況」を参照のこと。

表2 平成27年度における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
<p>【産業関連統計の体系的整備】</p> <p>◇ 経済センサス - 活動調査について、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。</p> <p>◇ 母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。</p>	<p>⇒ 平成28年経済センサス - 活動調査について、実施時期を6月にすることや個人経営者向けに簡素化した調査票の作成等を含む新たな調査計画案を策定し、統計委員会の審議を経て、平成27年7月に総務大臣の承認を得た。 <総務省></p> <p>⇒ 母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査の在り方について、今後、企業構造・活動状況及び事業所の開業・廃業状況を経常的に把握していく方法に変更する等の方針を取りまとめた。 <総務省></p>
<p>【建設・不動産に関する統計の整備】</p> <p>◇ 建築物リフォーム・リニューアル調査について、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。</p>	<p>⇒ 建築物リフォーム・リニューアル調査について、建設総合統計等へ反映するため、改装・改修工事（建設投資部分）と維持・修理工事（消費部分）に項目を分けて投資額の把握を行う等の見直しを行った。 <国土交通省></p>
<p>【人口・社会、労働関連統計の整備】</p> <p>◇ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。</p>	<p>⇒ 現在厚生労働省が実施している21世紀出生児縦断調査のうち、平成13年出生児に係る縦断調査を文部科学省が実施主体（厚生労働省と共管）となって、平成29年1月から実施することとした。 <文部科学省></p>
<p>【調査票情報等の提供及び活用】</p> <p>◇ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。</p>	<p>⇒ オーダーメイド集計の利用条件の緩和については、企業の研究利用の促進を図りつつ、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す方向で見直しを行うこととし、ガイドライン、省令等の改正を行った（平成28年4月1日施行）。 <総務省></p>

II 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成27年度末現在において、基幹統計の総数は、55統計となっている（表3参照）。

表3 基幹統計一覧（平成27年度末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<11統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力統計	漁業構造統計
小売物価統計	木材統計
家計統計	農業経営統計
個人企業経済統計	経済産業省<10統計>
科学技術研究統計	工業統計
地方公務員給与実態統計	経済産業省生産動態統計
就業構造基本統計	商業統計
全国消費実態統計	ガス事業生産動態統計
社会生活基本統計	石油製品需給動態統計
財務省<2統計>	商業動態統計
法人企業統計	特定サービス産業実態統計
民間給与実態統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
文部科学省<4統計>	経済産業省企業活動基本統計
学校基本統計	鉱工業指数
学校保健統計	国土交通省<9統計>
学校教員統計	港湾統計
社会教育統計	造船造機統計
厚生労働省<9統計>	建築着工統計
人口動態統計	鉄道車両等生産動態統計
毎月勤労統計	建設工事統計
薬事工業生産動態統計	船員労働統計
医療施設統計	自動車輸送統計
患者統計	内航船舶輸送統計
賃金構造基本統計	法人土地・建物基本統計
国民生活基礎統計	総務省及び経済産業省<1統計>
生命表	経済構造統計
社会保障費用統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省<1統計>
	産業連関表
<合計 55統計（平成26年度末 55統計）>	

法第7条においては、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければな

らないと規定されており、平成27年度の統計委員会における諮問・答申の実績は、資料8（P90参照）のとおりである。

また、平成27年度に、同条第2項の規定に基づく基幹統計の指定又は同条第3項の規定に基づく指定の変更若しくは解除を行ったものはない。

（2）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成27年度に、総務省は、27年10月1日を基準日として国勢調査を実施し、28年2月26日に「人口速報集計（要計表による人口集計）結果」を公表した。

② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定され、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないと規定されている。

平成27年度に、内閣府は、「平成26年度国民経済計算確報」を作成・公表するとともに、四半期1次速報及び2次速報をそれぞれ4回、作成・公表した。

（3）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第5項では、国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第6項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第9条又は第11条では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの（資料25（P114）参照）を除き、同委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成27年度末現在、基幹統計の総数55のうち、統計調査以外の方法によ

り作成する基幹統計（加工統計）は5統計（国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数）であり、残りの50統計は統計調査により作成する基幹統計（調査統計）である。なお、調査統計のうち、経済構造統計を作成するための統計調査は、「経済センサス - 基礎調査」及び「経済センサス - 活動調査」の2調査があるため、基幹統計調査の総数は51となる。

平成27年度に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は23件であり、承認に当たり同年度に統計委員会に諮問を行ったものは9件、総務大臣が承認を行ったものは24件となっている（表4参照）。

表4 基幹統計調査の申請件数等（平成27年度）

府省名	総務大臣への申請件数		総務大臣の承認件数
	総務大臣への申請件数	うち統計委員会への諮問件数	
総務省	3	2	3
財務省	0	0	0
文部科学省	3	2	3
厚生労働省	3	1	3
農林水産省	8	0	8
経済産業省	4	3	4
国土交通省	1	0	1
総務省・経済産業省	1	1	2<1>
合計	23	9	24<1>
(参考) 平成26年度の実績	22《1》	9《1》	24《3》

注1) 「総務大臣の承認件数」の< >の数値は、平成26年度に承認申請が行われ、27年度中に承認が行われたもの（「経済センサス - 活動調査」）に係る承認の件数である。

注2) (参考) 平成26年度の実績における「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の《 》の数値は、26年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、26年度末までに承認に至らなかった「経済センサス - 活動調査」が該当し、「総務大臣の承認件数」の《 》の数値は、25年度に承認申請が行われたものの25年度末までに承認に至らず26年度中に承認が行われた「医療施設調査」、「患者調査」及び「商業動態統計調査」が該当する。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

平成27年度末現在、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（加工統計）は、国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数の5統計である。

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の

意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができると規定されている。

平成27年度に、総務大臣に対して統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知が行われたものは、社会保障費用統計の1件となっている。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成27年度に実施された基幹統計調査は、38件となっている。

このうち、おおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で行われる調査（経常調査）は35件、それ以外の周期（2年に1回、1回限りなど）で行われる調査（周期調査等）は3件となっている。

また、法第14条において、国の行政機関の長は、基幹統計調査の実施のため必要がある場合には、統計調査員を置くことができると規定され、法第15条で、国の行政機関の長は、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、立入検査等ができると規定されている。また、法第16条で、基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができるように規定されている。

平成27年度に実施された38件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは17件、立入検査等に係る手続を規定しているものは14件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは19件となっている（表5参照）。

表5 基幹統計調査の実施件数等（平成27年度）

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査 等	うち 経常 調査	うち法第14条に 定める統計調査 員により実施し ている調査	うち法第15条の 規定に基づき、 立入検査等に係 る手続を規定し ている調査	うち法第16条の 規定に基づき、 地方公共団体 が事務の一部を 行うこととして いる調査	
総務省	6	1	5	5	1	5
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	3	1	2	0	1	3
厚生労働省	6	0	6	4	3	5
農林水産省	6	1	5	5	6	1
経済産業省	7	0	7	2	0	2
国土交通省	8	0	8	1	2	3
合計	38	3	35	17	14	19
(参考) 平成26年度の実績	41	5	36	19	13	22

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、国の行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成27年度に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、46件となっている（表6参照）。これらの基幹統計のうち、経常調査により作成された36件について、各調査の調査期間終了後から第一報公表までの期間は平均63日である（資料10（P92）参照）。

表6 公表を行った基幹統計の件数（平成27年度）

府省等名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	
			うち周期調査等により作成された基幹統計	うち経常調査により作成された基幹統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	8	0	3	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	2	0	0	2
厚生労働省	9	2	1	6
農林水産省	6	0	1	5
経済産業省	10	1	1	8
国土交通省	8	0	0	8
合計	46	4	6	36
(参考) 平成26年度の実績	45	5	4	36

注1）平成27年度に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

注2）平成27年度に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

（7）基幹統計調査の統計精度確認の状況

「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」（平成28年3月22日付け内閣府統計委員会）等を踏まえ、平成27年度統計法施行状況報告を取りまとめるに当たって、各府省の報告事項に統計精度に係る項目を追加し、平成27年度に公表された統計調査結果の統計精度について確認を行った。

平成27年度に結果が公表された基幹統計調査のうち、調査を行うに当たり、一度に全ての標本を交替しているものは14件、標本の交替を分割して行っているものは5件となっている（表7参照）。

また、集計に当たり、未回答項目があった場合に、未回答項目の一部又は全項目について欠測値を補完して集計しているものは18件となっている（表8参照）。

さらに、公表した結果の統計精度について、標準誤差など達成精度により確認しているものが13件、回収率により確認しているものは19件、回答不詳の割合により確認しているものは2件、他統計との比較などその他の

方法により確認しているものが5件となっている（表9参照）。

表7 基幹統計調査における標本の交替の状況（平成27年度）

府省名	公表を行った件数					
		うち周 期調査 等	うち経 常調査	全数調査、有 意抽出等、標 本の交替を要し ない件数	全ての標本を 交替している 件数	分割して標本 を交替してい る件数
総務省	7	2	5	2	2	3
財務省	2	0	2	0	1	1
文部科学省	2	0	2	1	1	0
厚生労働省	7	1	6	3	4	0
農林水産省	6	1	5	3	3	0
経済産業省	9	1	8	7	1	1
国土交通省	8	0	8	6	2	0
合計	41	5	36	22	14	5

注1) 第一報を要計表（調査区域ごとに人口や世帯数を取りまとめた集計表）に基づいて公表した国勢調査を除く。

注2) 標本の交替については、標本設計の見直しに伴う交替を含む。

注3) 一つの統計調査について、調査票によって調査対象や標本抽出方法が異なる場合は、そのうちの主要な調査票について把握した。

表8 基幹統計調査における欠測値補完の状況（平成27年度）

府省名	公表を行った件数					
		うち周 期調査 等	うち経 常調査	欠測値がない 等補完を要し ない件数	未回答項目の 全項目について 欠測値を補完 していない 件数	未回答項目の 一部又は全項 目について欠 測値を補完し ている件数
総務省	7	2	5	1	0	6
財務省	2	0	2	0	1	1
文部科学省	2	0	2	2	0	0
厚生労働省	7	1	6	2	4	1
農林水産省	6	1	5	0	6	0
経済産業省	9	1	8	0	2	7
国土交通省	8	0	8	4	1	3
合計	41	5	36	9	14	18

注1) 第一報を要計表（調査区域ごとに人口や世帯数を取りまとめた集計表）に基づいて公表した国勢調査を除く。

注2) 一つの統計調査について、調査票によって調査対象や標本抽出方法が異なる場合は、そのうちの主要な調査票について把握した。

表9 基幹統計調査における統計精度確認の状況（平成27年度）

府省名	公表を行った件数						
	うち周 期調査 等	うち経 常調査	標準 精度 確認 件数	誤差 率に よる 確認 件数	回収 率に よる 確認 件数	回答 のよ し件 数	その 他の 方法 によ りて 確認 件数
総務省	7	2	5	3	2	1	0
財務省	2	0	2	2	1	0	0
文部科学省	2	0	2	0	2	0	2
厚生労働省	7	1	6	3	1	0	1
農林水産省	6	1	5	2	4	0	0
経済産業省	9	1	8	2	8	1	2
国土交通省	8	0	8	1	1	0	0
合計	41	5	36	13	19	2	5

注1) 第一報を要計表（調査区域ごとに人口や世帯数を取りまとめた集計表）に基づいて公表した国勢調査を除く。

注2) 複数の方法により統計精度の確認を行っている場合は、それぞれの方法に計上している。

注3) 一つの統計調査について、調査票によって調査対象や標本抽出方法が異なる場合は、そのうちの主要な調査票について把握した。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従前から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならないと規定されている。

平成27年度に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は75件（表10参照）、総務大臣に対して行われた一般統計調査の中止の通知は4件である。

なお、平成27年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、227件となっている。

表10 一般統計調査の承認件数 (平成27年度)

府省等名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
内閣府	6	5	1
総務省	8(1)	3	5(1)
財務省	1	1	0
文部科学省	4	2	2
厚生労働省	26	4	22
農林水産省	11	2	9
経済産業省	4(1)	0	4(1)
国土交通省	9	2	7
環境省	6	4	2
人事院	1	0	1
合計	75(1)	23	52(1)
(参考) 平成26年度の実績	62(1)	8(1)	54

注1) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 複数回承認されている場合それぞれ1件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成27年度に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、188件となっている(表11参照)。

表11 一般統計調査の実施状況 (平成27年度)

府省等名	一般統計調査の実施件数		
		うち周期調査等	うち経常調査
内閣府	13(1)	4	9(1)
総務省	9(1)	4	5(1)
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	15(1)	4	11(1)
厚生労働省	49(1)	11	38(1)
農林水産省	30(1)	3	27(1)
経済産業省	27(2)	1	26(2)
国土交通省	31	10	21
環境省	11	5	6
人事院	3	0	3
合計	188(4)	42	146(4)
(参考) 平成26年度の実績	187(6)	37(2)	150(4)

注) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(3) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特

別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成27年度に、同項の規定に基づき国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、162件となっている（表12参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された135件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均125日である（資料13（P97）参照）。

表12 一般統計調査の結果の公表件数（平成27年度）

府省等名	一般統計調査の結果の公表件数		
		うち周期調査等により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	10(1)	1	9(1)
総務省	8(1)	3	5(1)
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	13(1)	2	11(1)
厚生労働省	48(1)	13	35(1)
農林水産省	28(1)	2	26(1)
経済産業省	26(2)	0	26(2)
国土交通省	23	4	19
環境省	4	2	2
人事院	2	0	2
合計	162(4)	27	135(4)
(参考) 平成26年度の実績	176(4)	32	144(4)

注1) 平成27年度に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。

注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(4) 一般統計調査の統計精度確認の状況

「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」等を踏まえ、平成27年度統計法施行状況報告を取りまとめるに当たって、各府省の報告事項に統計精度に係る項目を追加し、27年度に公表された統計調査結果の統計精度について確認を行った。

平成27年度に結果が公表された一般統計調査のうち、調査を行うに当たり、一度に全ての標本の交替を行っているものは63件、標本の交替を分割して行っているものは8件となっている（表13参照）。

また、集計に当たり、未回答項目があった場合に、欠測値を補完して集計しているものは38件となっている（表14参照）。

さらに、公表した結果の統計精度について、標準誤差など達成精度により確認しているものが36件、回収率により確認しているものは107件、回答不詳の割合により確認しているものは6件、他統計との比較などその他

の方法により確認しているものが33件となっている（表15参照）。

表13 一般統計調査における標本の交替の状況（平成27年度）

府省名	公表を行った件数					
	うち周期調査等	うち経常調査	全数調査、等標本を要しない件数	全部の標本を交替している件数	分割して標本を交替している件数	
内閣府	10(1)	1	9(1)	4	4	2(1)
総務省	7(1)	2	5(1)	2(1)	4	1
財務省	4(1)	0	4(1)	1	2	1(1)
文部科学省	13(1)	2	11(1)	9	4(1)	0
厚生労働省	48(1)	12	36(1)	25	22(1)	1
農林水産省	28(1)	2	26(1)	16	12(1)	0
経済産業省	26(2)	0	26(2)	21(1)	4(1)	1
国土交通省	23	4	19	10	11	2
環境省	4	2	2	3	1	0
人事院	2	0	2	0	1	1
合計	161(4)	26	135(4)	90(1)	63(2)	8(1)

注1）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表等を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表等を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2）特定の加工統計を作成するために実施している一般統計調査（国際比較プログラムに関する小売物価調査）を除く。

注3）標本の交替については、標本設計の見直しに伴う交替を含む。

注4）一つの統計調査について、調査票によって調査対象や標本抽出方法が異なる場合は、そのうちの主要な調査票について把握した。

表14 一般統計調査における欠測値補完の状況（平成27年度）

府省名	公表を行った件数					
	うち周期調査等	うち経常調査	欠測値がない等補完を要しない件数	未回答項目の全項目について欠測値を補完していない件数	未回答項目の一部又は全項目について、欠測値を補完している件数	
内閣府	10(1)	1	9(1)	3	6(1)	1
総務省	7(1)	2	5(1)	0	0	7(1)
財務省	4(1)	0	4(1)	1	2(1)	1
文部科学省	13(1)	2	11(1)	11(1)	2	0
厚生労働省	48(1)	12	36(1)	9(1)	39	0
農林水産省	28(1)	2	26(1)	0	26	2(1)
経済産業省	26(2)	0	26(2)	1	12	13(2)
国土交通省	23	4	19	4	8	11
環境省	4	2	2	0	1	3
人事院	2	0	2	0	1	1
合計	161(4)	26	135(4)	28(1)	96(1)	37(2)

注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、公表等を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表等を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 特定の加工統計を作成するために実施している一般統計調査(国際比較プログラムに関する小売物価調査)を除く。

注3) 一つの統計調査について、調査票によって調査対象や標本抽出方法が異なる場合は、そのうちの主要な調査票について把握した。

表15 一般統計調査における統計精度確認の状況(平成27年度)

府省名	公表を行った件数						
	うち周期調査等	うち経常調査	標準誤差など精度確認している件数	達成率により確認している件数	回収率により確認している件数	回答不詳の割合により確認している件数	その他の方法により確認している件数
内閣府	10(1)	1	9(1)	2(1)	6(1)	1	2
総務省	7(1)	2	5(1)	3	3(1)	3(1)	1
財務省	4(1)	0	4(1)	1(1)	3(1)	0	0
文部科学省	13(1)	2	11(1)	2	11(1)	0	13(1)
厚生労働省	48(1)	12	36(1)	11	28(1)	2	10(1)
農林水産省	28(1)	2	26(1)	7	21(1)	0	0
経済産業省	26(2)	0	26(2)	2	23(2)	1(1)	5
国土交通省	23	4	19	8	12	0	2
環境省	4	2	2	1	2	0	1
人事院	2	0	2	0	2	0	0
合計	161(4)	26	135(4)	36(1)	107(4)	6(1)	33(1)

注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、公表等を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表替等を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注2) 特定の加工統計を作成するために実施している一般統計調査(国際比較プログラムに関する小売物価調査)を除く。

注3) 複数の方法により統計精度の確認を行っている場合は、それぞれの方法に計上している。

注4) 一つの統計調査について、調査票によって調査対象や標本抽出方法が異なる場合は、そのうちの主要な調査票について把握した。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第24条第1項においては、政令で定める地方公共団体(平成28年3月31日現在で、47都道府県及び20指定都市)の長が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないと規定されており、これを変更しようとするときも同様とされている。

平成27年度に、政令で定める地方公共団体の長が、統計調査の新規実施の届出を行った件数は115件、統計調査の変更の届出を行った件数は107件となっている(表16参照)。

表16 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数 (平成27年度)

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	92	91
指定都市	23	16
合計	115	107
(参考) 平成26年度の実績	134	119

(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成27年度に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は509件となっている(表17参照)。

表17 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数 (平成27年度)

	都道府県	指定都市	合計
実施した統計調査の件数	463	46	509
(参考) 平成26年度の実績	451	60	511

注) 平成28年熊本地震により施行状況の報告が困難と判断した熊本県及び熊本市を除いている(平成26年度の実績にはこれらを含む。)

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。)が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないと規定されており、これを変更しようとするときも同様とされている。平成27年度末現在、同条の規定による届出を行った独立行政法人等(以下「届出独立行政法人等」という。)は日本銀行のみである。

平成27年度に行われた統計調査の新規実施の届出の件数は1件、変更の届出の件数は0件となっている。

また、届出独立行政法人等が、平成27年度に実施した統計調査の件数は4件となっている。

5 事業所母集団データベース

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第2項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができると規定されている。

平成27年度に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立

行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は144件となっている（表18参照）。

表18 事業所母集団データベースの情報の利用状況（平成27年度）

提供先 府省等名	提供を受けた件数			
	うち調査対象の 抽出目的	うち統計の作成 目的	うち調査対象の抽出 及び統計の作成目的	
内閣府	4	4	0	0
総務省	7	3	3	1
財務省	0	—	—	—
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	13	12	0	1
農林水産省	3	3	0	0
経済産業省	4	2	1	1
国土交通省	5	5	0	0
環境省	2	2	0	0
人事院	1	0	0	1
都道府県	79	79	0	0
指定都市	25	22	3	0
届出独立行政法人等	0	—	—	—
合計	144	133	7	4
(参考) 平成26年度の実績	139	121	13	5

(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが挙げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）している。

平成27年度に、国の行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は、重複是正の対象となる79件のうち77件（実施率97.5%）、調査履歴登録を行った統計調査は、調査履歴登録の対象となる161件のうち161件（実施率100%）となっている（表19参照）。

表19 重複是正及び調査履歴登録の実施状況 (平成27年度)

府省等名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	7(1)	7(1)	100.0
総務省	5	5	100.0	8(1)	8(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	3(1)	100.0
文部科学省	2	2	100.0	13(1)	13(1)	100.0
厚生労働省	18	18	100.0	32(1)	32(1)	100.0
農林水産省	23(1)	22(1)	95.7	33(1)	33(1)	100.0
経済産業省	9(1)	8(1)	88.9	34(2)	34(2)	100.0
国土交通省	12	12	100.0	25	25	100.0
環境省	3	3	100.0	7	7	100.0
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
合計	79(2)	77(2)	97.5	161(4)	161(4)	100.0
(参考) 平成26年度の実績	87(3)	83(3)	95.4	166(6)	159(6)	95.8

注) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省等の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている(統計基準を廃止又は変更する場合も同様)。

平成27年度に、統計基準の廃止又は変更を行ったものはないが、27年2月13日に公示されていた「疾病、傷害及び死因の統計分類」が28年1月1日に施行された(表20参照)。

表20 統計基準の設定状況 (平成27年度末現在)

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年 3月25日	平成23年 5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年 10月30日	平成26年 4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成27年 2月13日	平成28年 1月1日

7 法に基づく協力要請

(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又

は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成27年度に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は2件となっている（26年度の実績は3件）。

（2）国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、国の他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができると規定されている。

平成27年度に、国の行政機関が、国の他の行政機関に対し協力要請を行った件数は12件となっている。このうち、11件の協力要請が応諾されており、27年度末現在で1件の協力要請が要請中となっている（26年度の要請・応諾の実績は25件）。

（3）地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第30条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成27年度に、国の行政機関が、地方公共団体の長その他の関係者に対して協力要請を行った件数は4件となっており、全ての協力要請が応諾されている（平成26年度の要請・応諾の実績は12件）。

（4）総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができると規定されている。

平成27年度に、総務大臣から国の行政機関の長及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力を行うよう求めた実績はなかった（平成26年度も実績はなかった。）。

Ⅲ 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成27年度に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は596件となっている（表21、資料16（P100）、資料18（P104）参照）。

表21 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成27年度）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	
		統計の作成等を行う場合	統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣官房	0	－	－
内閣府	5	5	0
総務省	54	53	1
法務省	0	－	－
外務省	0	－	－
財務省	7	6	1
文部科学省	85	77	8
厚生労働省	180	163	17
農林水産省	74	62	12
経済産業省	139	124	15
国土交通省	45	43	2
環境省	2	2	0
防衛省	0	－	－
人事院	0	－	－
日本銀行	5	5	0
合計	596	540	56
(参考) 平成26年度の実績	628	588	40

注）平成27年度に利用を開始したものの数であり、26年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第2号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」と規定されている。

後者の場合について、総務省令においては、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が規定されている。

平成27年度に、国の行政機関及び届出行政機関等が、法第33条第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,585件となっている。また、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は267件となっている（表22、資料17（P102）、資料18（P104）参照）。

表22 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（平成27年度）

統計調査 所管府省等名	法第33条第1号該当件数 (公的機関への提供)			法第33条第2号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成 等を行う場 合	統計を作成 するための 調査に係る 名簿を作成 する場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者へ の提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用であると 認める等 の統計の作 成等を行う 者への提供	
内閣官房	0	-	-	0	-	-	-
内閣府	1	1	0	3	0	3	0
総務省	420	310	110	43	0	43	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	9	8	1	8	3	5	0
文部科学省	251	250	1	2	0	2	0
厚生労働省	1,262	1,257	5	184	5	178	1
農林水産省	32	31	1	2	1	1	0
経済産業省	400	385	15	18	1	17	0
国土交通省	206	206	0	7	0	5	2
環境省	4	4	0	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,585	2,452	133	267	10	254	3
(参考) 平成26年度の実績	2,437	2,279	158	281	11	263	7

注) 平成27年度に利用を開始したものの数であり、26年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条においては、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）第10条に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができると規定されている。

平成27年度末現在、国の行政機関及び届出行政機関等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は26調査（259年次分）となっている（資料19（1）（P107）参照）。これらのうち、13調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託してオーダーメイド集計の提供を実施している。

平成27年度のオーダーメイド集計の提供件数は22件となっている（表23、資料20（1）（P108）参照）。

表23 オーダーメイド集計の結果の提供件数（平成27年度）

統計調査 所管府省等名	オーダーメイド集計 の結果の提供件数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合	(参考) 統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
内閣府	1	1	0	1
総務省	20	20	0	20
財務省	0	-	-	0
文部科学省	0	-	-	0
厚生労働省	1	1	0	1
農林水産省	0	-	-	0
経済産業省	0	-	-	0
国土交通省	0	0	0	0
日本銀行	0	0	0	0
合計	22	22	0	22
(参考) 平成26年度の実績	29	29	0	29

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

4 匿名データの作成及び提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができると規定されており、同条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成27年度においては、総務大臣から就業構造基本調査に係る匿名データの作成について統計委員会に諮問が行われた。

注) 就業構造基本調査に係る匿名データについては、平成4年、9年及び14年調査の匿名データの提供が既に開始されていたが、19年調査の匿名データについて、匿名化手法に変更があったことから改めて諮問が行われたものである。

また、法第36条においては、統計法施行規則第15条から第19条までの規定に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」と規定されている。

平成27年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査(43年次分)となっている(資料19(2)(P107)参照)。これらのうち、6調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等(独立行政法人統計センター)に委託して匿名データの提供を実施している。

平成27年度の匿名データの提供件数は39件となっている(表24、資料20(2)(P109)参照)。

表24 匿名データの提供件数 (平成27年度)

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会にお ける我が国の 利益の増進等 に資すると認 められる場合	(参考) 統計調査ごと に計上した場 合の提供件数
総務省	30	26	4	0	38
厚生労働省	9	8	1	0	9
合計	39	34	5	0	47
(参考) 平成26年度の実績	37	36	1	0	45

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置

(管理台帳の整備、研修の実施、点検・監査の実施等)を講じている。

平成27年度には、統計調査員が過失により調査票や調査対象名簿を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、管理の徹底についての指導等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

IV 統計委員会

法第5章の規定、統計委員会令（平成19年政令第300号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ*、法に定める事項について調査審議が行われている。また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成27年度末時点で7部会が置かれている。

* 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成27年法律第66号）が平成28年4月1日に施行され、現在は統計委員会が総務省に移管されている。

1 統計委員会及び部会の開催実績等

平成27年度においては、統計委員会は11回開催され、部会は合計で37回開催されている（表25参照）。

統計委員会に平成27年度に諮問され、同年度に答申した案件は8件あった。また、平成27年度当初時点で、26年度から審議継続となっていた諮問案件が1件（経済センサス - 活動調査の変更について）あり、27年度に答申が行われた。平成27年度に諮問が行われ、27年度末時点で調査審議中となっているものは1件（就業構造基本調査に係る匿名データの作成について）となっている（表26参照）。

表25 統計委員会及び部会の開催実績等（平成27年度）

統計委員会		開催回数				
		平成27年度	(参考)			
			平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
		11	11	11	9	11
部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成27年度	(参考)			
			平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	10	10	12	5	5
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項	0	5	0	0	1
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	10	11	8	8	4
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	6	4	11	3	6

サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	10	10	12	4	4
統計基準部会	統計基準に関する事項	0	1	4	0	0
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	1	5	1	4	3
部会計		37	46	48	24	23

表26 統計委員会における諮問・答申件数

	平成26年度に諮問され27年度に答申した事案	平成27年度に諮問され同年度に答申した事案	平成27年度に諮問され同年度末で調査審議中の事案
国民経済計算の作成基準（法第6条第2項）	0	0	0
基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	1	8	0
統計基準の設定（法第28条第2項）	0	0	0
匿名データの作成（法第35条第2項）	0	0	1
合計	1	8	1

2 統計精度改善に係る取組

平成27年10月及び11月に開催された経済財政諮問会議において、GDP推計の基となる基礎統計の充実や経済統計の改善に関する指摘がされたことを受け、統計委員会では、平成26年度法施行状況に関する審議の中でこれらの指摘についても議論を行った。これに関し、統計委員会は、平成28年3月22日に報告書を取りまとめ、同日、法第55条第3項の規定に基づく意見として、総務大臣に対し「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果について」を提出した。

同意見では、「全ての公的統計において」、「統計的手法を活用した統計作成・提供の改善を図る取組を進め、統計精度の向上を図る」こと、また、「継続的に、統計委員会が統計技術的観点から精度向上策の審議とフォローアップを行い改善の取組の進捗を確認する必要」があり、そのために、「PDCAサイクルを構築し、従来の枠組みにとらわれることなく、統計改善の取組を図るべき」とされている。

V その他

1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料27（P117）参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

平成27年度末時点で、e-Statに登録されている統計の数は534件、提供されている統計表の数は約64.2万表となっており、27年度には約5,734万件のアクセスがあった（このうち、クローラによるアクセス*を除いた件数は約2,520万件）（表27参照）。

* クローラによるアクセス：検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表27 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（平成27年度）

府省等名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣官房	8,627
内閣府	731,338
総務省	15,372,697
法務省	1,011,973
外務省	16,605
財務省	14,507,455
文部科学省	2,865,936
厚生労働省	7,221,565
農林水産省	13,323,586
経済産業省	646,839
国土交通省	1,543,342
環境省	62,087
防衛省	158
人事院	23,549
合計	57,335,757
(参考)平成26年度実績	48,903,354

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 罰則等

平成27年度に、法第7章に規定する罰則等に関して、告発が行われた事案又は起訴若しくは裁判が行われた事案はなかった。ただし、告発等に至っていないものの法との関連で問題があるとみられる事案として関係府省等から公表されているものは1件（小売物価統計調査において統計調査員が不正な事務処理を行っていた。）あった。

(別 編)

【基本計画 事項別推進状況】

- ※ この「別編」には、原則として、基本計画別表「今後5年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の平成27年度における推進状況（取組実績）を掲載しているが、その他、基本計画本文の記述で別表に具体的施策が記載されていないもののうち、特にフォローアップが必要と考えられる事項についても推進状況（取組実績）を掲載している。
- ※ 「具体的な措置、方策等」欄における「◎」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。
- ※ 「平成27年度の検討状況又は進捗状況」欄に担当府省名が【 】で記載されていない場合、当該取組の担当府省は、「担当府省」欄と同一である。
- ※ 統計委員会は、平成28年4月1日に内閣府から総務省へ移管されたが、「担当府省」欄の記載は、基本計画作成時のままとし、移管は反映させていない。

[基本計画 事項別推進状況]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第1 3 経済・社会 の環境変化への 的確な対応	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 「第3次男女共同参画基本計画」に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。</p> <p>○ 骨太方針における実効性あるP D C Aの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。</p>	(各府省)	
第2 1 経済関連統 計の整備 (1) 国民経済 計算の整備	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 今後の国民経済計算の推計については、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応していくこと（中略）が何よりも重要な課題である。</p>	(内閣府)	
ア 精度の確 保・向上	<p>◎ 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、推計の精度向上を図る。</p>	内閣府	平成28年度末までに実施を目指す。
	<p>◎ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表及び延長産業連関表の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。</p>	内閣府、 経済産業省、 産業連関表作成府省庁	平成26年度から実施する。
	<p>◎ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。</p>	内閣府	平成28年度末までに結論を得る。
	<p>○ 延長産業連関表について、推計手法の高度化や一次統計の整備等を通じた精度向上を図る。また、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。</p>	経済産業省	平成26年度から精度向上の検討を行い、次回の延長産業連関表の基準改定までに結論を得る。
	<p>◎ 統計上の不突合の原因の一つとなっているG D P（生産側）推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。</p>	内閣府	平成26年度から実施する。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 平成26年全国消費実態調査において、少子高齢化の進展等の社会・経済状況の変化を踏まえ、介護や育児が家計へ与える影響を詳細に明らかにするため、介護や育児に関する調査事項を新設した上で、新たな結果表を作成し、公表した。
また、大規模な自然災害の発生が多くなっている状況を踏まえ、自然災害という外的要因が世帯の家計へ与えた影響を把握するため、被災に関する調査事項を新設した上で、新たな結果表を作成し、公表した。【総務省】
 - 2015年農林業センサスにおいては、新たに経営方針の決定に参画する者を男女別に把握するとともに農業集落の活性化の取組状況を把握し、平成28年3月25日に確定値を公表した。【農林水産省】
 - 農政改革の推進に対応するための統計整備を行うため、省内に検討会を設置して政策ニーズを把握し、的確な統計整備に努めているところ。【農林水産省】
- 平成26年度の四半期別GDP速報と同様、平成26年度国民経済計算確報について、平成26年4月の消費税率の上げを推計値に適切に反映させるよう、出荷額の推計において、賃金など消費税率改定の影響を受けない基礎統計を用いている場合や売上高に消費税率改定が反映されない場合に、別途消費税率改定分の加算を行う等の対応をとるとともに、統計利用者の利便に資するよう、その対応について同確報公表の事前に公表を行った。
- 平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定に際して、平成26年度の統計委員会基本計画部会での報告に沿って、コモディティ・フロー法等から推計される財貨・サービス別の中間消費と付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入について、供給・使用表の枠組みを通じた精度向上を実現することを目指し、必要な推計システムの開発や実推計作業を進めた。
 - 平成23年産業連関表の作成に当たっては、同表と国民経済計算との間の整合性を確保すべく、定期的に開催している産業連関幹事会（内閣府を含む10府省庁）において協議を行いつつ作業を進め、平成27年6月に同表（確報）の公表に至ったところである。
次回表である平成27年産業連関表に関しては、「平成27年産業連関表作成基本方針」（平成28年3月18日産業連関部局長会議決定）において、「08SNAの概念・定義との整合性の確保を図る観点から（中略）産業連関表上の取扱いに関する検討を計画的に行う」と明記した。今後、研究開発（R&D）への対応等、2008SNA関係等で想定される課題について、内閣府から情報提供を行うなどして、産業連関表と国民経済計算との整合性の確保に努めていく予定。
 - 平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定に際して、平成27年6月に公表された平成23年産業連関表（確報）を基準年（平成23年）の推計に反映させるとともに、コモディティ・フロー法等から推計される財貨・サービス別の中間消費と付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入について供給・使用表の枠組みを通じた精度向上を実現することを目指し、必要な推計システムの開発や実推計作業を進めた。
 - 延長産業連関表（以下「延長表」という。）は、平成27年度において、平成17年基準から平成23年基準への基準改定を行い、平成28年4月に公表した。延長表の作成方法については、平成23年産業連関表（以下「基本表」という。）の作成方法に準拠することを基本としているが、基本表と全く同じ情報を得ることができないため、推計手法の高度化や一次統計の整備等が精度向上を図るうえで必要不可欠である。
推計手法の高度化については、平成23年基準から輸入表を考慮した試算表を作成するなどの推計手法の見直しを行い、精度向上を図った。
一方、一次統計の整備等については、精度向上を図る上で基本表で用いられた統計データと同じ、または同等の精度のデータを増やすことが重要であるが、基本表が経済センサス-活動調査による産業横断的な統計データを採用したのに対し、延長表では、これまで毎年調査が行われていた統計データの中に調査が終了となったものも存在するなど、統計データの充実が進んでいない状況であることから、延長表の基幹統計化は困難との結論に至った。
 - 平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定に際して、国民経済計算体系内での輸出入概念の整合性の向上を図ることを目指して、昨年度に引き続き、実推計作業を進めた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ア 精度の確保・向上	◎ 国民経済計算における推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
イ 国際比較可能性の向上	◎ 2008 SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
	◎ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。	産業連関表作成府省庁、内閣府	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
	◎ 国民経済計算と産業連関表の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応を検討する。	産業連関表作成府省庁	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
ウ 提供情報の整備	◎ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。推計に当たっては、三面の推計値相互の整合性を高めるよう努めるとともに、行政記録情報の活用等も併せて検討する。	内閣府	平成28年度の基準改定後できるだけ速やかに参考系列の公表を目指す。
	◎ 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供を進める。	内閣府	平成28年度の基準改定時以降できるだけ速やかに実施する。
	○ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向け、地方公共団体に対する支援を強化する。	内閣府	平成26年度から実施する。
エ 一次統計等との連携強化	◎ 経済センサス-活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 国民経済計算の各分野の推計システムについて、平成26年度に大型電子計算機を廃止しサーバ等のオープンシステムに移行したところであり、平成27年度は、同システムに基づき、平成26年度国民経済計算確報や平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定の実推計作業を進めた。
- ・ 平成26年度に統計委員会より、研究開発（R&D）や防衛装備品の資本化、企業年金受給権の発生ベースでの記録といった2008 SNAへの対応を含む「国民経済計算の作成基準」の変更について答申を得たところであるが、平成27年度は、これに基づき、平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定に向けて、実推計作業を進めた。なお、平成27年12月には、統計利用者の利便に資する観点から、2008 SNA対応を含む次回基準改定に関する今後の予定等を示した資料を公表した。
- ・ 経常的に開催している産業連関幹事会において協議を行いつつ作業を進めている。「平成27年産業連関表作成基本方針」において、「基本価格表示による産業連関表については、推計に必要な一次統計資料の新たな収集も含め、その試算等作成方法、精度等の検討を行う」と明記した。
- ・ 経常的に開催している産業連関幹事会において協議を行いつつ作業を進めている。本件につき、「平成27年産業連関表作成基本方針」において、「産業連関表としての取り扱いに関して、定義範囲の検討、一次統計等推計資料の整備状況の検討を行う」と明記した。
- ・ 平成26年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」等において、参考系列としての公表に向けた推計手法等の検討を行ったところ。平成27年度においては、平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定に向けた作業に優先的に取り組んだところであるが、今後、次回基準改定後できるだけ速やかな参考系列としての公表を目指して、生産面（経済活動別付加価値）及び分配所得面（家計可処分所得、家計貯蓄等）の四半期推計の開発に係る検討を進める。
- ・ 国民経済計算の次回基準改定に向けた作業にまずは取り組んでいるところであり、時系列計数の在り方については次回基準改定に向けた実推計作業を進める中で検討を行っていく。
- ・ 県民経済計算に関する全国主管課長会議等において、2008 SNAへの対応等、国民経済計算の次回基準改定に向けた現状の取組について説明を行うなど、各県市に適宜のタイミングで情報提供を行った。また、県民経済計算の標準方式の改定に向けて、県民経済計算における2008 SNA対応の在り方について、研究開発（R&D）の資本化を中心に、国民経済計算での対応を踏まえながら検討を進めた。
- ・ 平成23年産業連関表（平成27年6月確報公表）の多くの部門において、平成24年経済センサス-活動調査で得られた売上高データ及び費用構成のデータを利用した。【産業連関表作成府省庁】
- ・ 平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定において、基準年（平成23年）について、平成24年経済センサス-活動調査を活用して作成された「平成23年産業連関表（確報）」の結果を反映するよう実推計作業を進めた。【内閣府】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
エ 一次統計等との連携強化	◎ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。
	◎ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするため、基礎統計についての有用性、必要性を整理した上で、基礎統計の整備状況を踏まえた推計手法を検討する。	内閣府	平成26年度から検討する。
	◎ 建設業の産出額をよりの確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。	内閣府	平成28年度末までに結論を得る。
	◎ 上記1(1)ウの支出面の四半期推計の精度確保や生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報の確保について、サービス産業動向調査を中心に検討する。	内閣府	平成26年度から検討する。
	◎ 商品別供給・需要の推計を行うためのコモディティ・フロー法における商品別配分比率の推計、企業を事業所単位に変換するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う。	内閣府	平成26年度から検討する。
	◎ 上記1(1)に記載した基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、優先順位・時間軸を念頭にその推進に努める。	総務省、内閣府、産業連関表作成府省庁、一次統計作成府省	平成26年度から実施する。
(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	◎ 平成28年に実施される経済センサス - 活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。	総務省、経済産業省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- サービス産業に関しては、総務省が実施しているサービス産業に係る統計調査における付加価値等の把握に関する検討等が「サービス産業統計研究会」（総務省）で行われており、内閣府としても本研究会に参加し、連携に努めた。

在庫については、商業動態統計調査（経済産業省）において、平成27年7月分以降、小売の期末商品手持額の商品分類が従来の3品目から9品目に細分化されたことを受けて（いずれも計を除く。）、平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定に際して、同統計を基礎統計としている四半期別GDP速報の推計に反映すべく、所要の検討を進めた。

個人企業については、平成26年度に個人企業経済調査（総務省）におけるサービス産業の対象業種数の拡充等を総務省に要望したところであり、同調査においてサービス産業の対象業種を拡大すべく、「個人企業経済調査研究会」（総務省）において所要の検討が進められている。
- 平成26年度には、平成28年経済センサス-活動調査の調査事項として、物品賃貸業についてフィナンシャル・リース分を区分して把握するなどの要望を行ったが、調査実施者側（総務省・経済産業省）が団体ヒアリングを行った結果、報告者側の要因（契約高ベースでフィナンシャル・リースを区分した情報が現状取れない）等の観点から、平成28年経済センサス-活動調査では導入が見送られることとなった（平成27年6月には同統計の変更についての統計委員会の答申が行われた。）。こうした状況を踏まえ、本事項については、平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定後に所要の検討を再開する予定。
- 平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定に際して、建設部門の産出額について、産業連関表の計数を基に、延長年次等について、建設総合統計（国土交通省）等の進捗ベースの基礎統計を活用した推計手法を導入すべく、実推計作業を進めた。
- 平成28年12月以降の公表を予定している国民経済計算の次回基準改定に際して、支出面の四半期推計において、サービス分野の一部の基礎統計をサービス産業動向調査に変更するための検討を、同統計の作成部局である総務省と連携しつつ進めた。
- 国民経済計算のコモディティ・フロー法の配分比率のベースとなる平成23年産業連関表の推計において各商品の配分に係る情報が平成23年の実態に即したものになるよう産業連関幹事会の検討を通じて関係省庁と連携を行い、平成27年6月には同表（確報）の公表に至った。また、平成28年12月以降に公表予定の国民経済計算の次回基準改定において、供給・使用表の枠組みにより延長年次の財貨・サービスごとの中間消費と中間投入を調整する方法を検討する中で、その調整結果をコモディティ・フロー法の商品別配分比率の推計につなげるための検討も進め、所要の推計システムの開発及び実推計作業を進めた。
- 本課題を含めた関係府省間の連絡及び調整並びに検討を行うため、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」（以下「産業関連統計検討会議」という。）を平成26年4月23日に設置するとともに、同検討会議の下で実質的な議論を行う「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」（以下「産業関連統計WG」という。）において、平成26年4月以降、協議・情報共有を行っている。

平成27年度においては、経済センサス-活動調査の中間年における関連する大規模統計調査の在り方及び企業活動を産業横断的に把握する統計の作成に係る検討において、国民経済計算及び産業連関表と連携しつつ、議論・情報共有を行った。

なお、平成27年産業連関表の作成に当たっては、平成23年産業連関表と同様、経済センサス-活動調査を始めとする一次統計を多数活用することになるが、最も重要なデータである同調査の実施が調査対象年経過後1か月後から5か月後に繰り下げられることに伴い、推計作業が遅れざるを得ないため、詳細な情報のニーズに留意し、国民経済計算等で必須とされる確報の公表早期化に努め、速報と一本化して公表する予定。
- 平成28年経済センサス-活動調査については、調査の円滑な実施と結果精度の向上のため、地方公共団体及び各府省との調整、試験調査、企業ヒアリング等を実施した上で、実施時期を前回の2月から今回は6月にすることや個人経営者向けに簡素化した調査票の作成等を含む新たな調査計画案を策定し、統計委員会の審議を経て、平成27年7月に総務大臣の承認を得たところ。平成28年度は、当該調査計画に基づき調査を実施する予定である。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ア 経済構造統計の整備	○ 平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。	総務省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。	総務省、関係府省	平成30年度末までに結論を得る。
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。	農林水産省	平成28年度から実施する。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 「事業所母集団データベース研究会」における検討などを踏まえ、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査の在り方については、今後、以下のとおりとする方針を平成28年2月に取りまとめた。
 - これまで5年に1回実施してきた経済センサス - 基礎調査については、今後、企業構造・活動状況及び事業所の開業・廃業状況を経常的に把握していく方法に変更する。
 - 母集団情報の整備に当たっては、地域別、属性別、規模別等の事業所数等を把握する統計を小地域単位で毎年度作成するとともに、地域特性に応じた特別集計などを柔軟かつ機動的に行うことを目指す。
 - 事業所母集団情報の新たな整備方法については、平成31年度からの本格的実施を目指し、引き続き、事業所母集団データベース研究会等において具体化に向けた課題等の検討を行う。
 - 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的な整備の検討状況を踏まえ、事業所母集団情報の整備において必要な措置を講ずる。
- 平成27年5月から産業関連統計WGにおける検討を開始し、平成27年度ブロック別統計主管課長会議（5～6月開催）において把握した地方公共団体の意見・要望や、関連する総務省統計局及び経済産業省の取組状況も踏まえつつ、①対象とする調査の範囲、②実施時期、③業務の平準化等について計9回の検討を実施した上で、第24回同WG（3月17日開催）において最終報告書を取りまとめ、第3回産業関連統計検討会議に報告した。

最終報告書における主な検討結果は以下のとおり。

 - 対象とする調査の範囲
経済センサス - 活動調査の中間年における大規模統計調査とは、毎年又は数年毎に実施する調査であって、企業・事業所を調査対象とする統計調査とする。
 - 調査期日
経済センサス - 活動調査の中間年における大規模統計調査の調査期日については、①基準年の調査である経済センサス - 活動調査との比較可能性の確保、②世帯を対象とする周期調査の調査期日（主に10月頃）、③数年に一度実施される統一地方選挙及び通常選挙事務との輻輳の回避、④調査対象企業の決算公表時期等の諸事情を勘案し、原則として6月から7月の間の1日とする。ただし、企業活動の状況を決算等により把握する調査については、3月末を決算とする企業が多いという実情を踏まえ、調査期日を設定し、調査の実施時期については、6月から7月に設定することが望ましい。なお、調査対象や調査事項の特性や結果提供時期の制約等、特段の事情が認められる場合については例外とし、調査の目的を達成するための特定の調査期日・調査実施時期を設定することとする。
 - 調査の輻輳への対応
地方公共団体における事務の輻輳対策としては、①国と地方の役割分担、②調査周期、③調査方法、④調査内容等の見直しを適切に実施し、地方の業務負担の軽減を可能な限り推進する。
 - 総売上高の把握について
平成28年経済センサス - 活動調査以降の事業所母集団情報の新たな整備方法として、経済センサス - 基礎調査における事業所の活動状態（廃業、新設等）や売上高・従業者数等の把握方法を、①事業所の活動状態（廃業、新設等）を統計調査員が複数年にわたって順次把握する「ローリング調査」と、②企業等の売上高や従業者数等を職員の照会により把握する「プロファイリング活動」の2つを組み合わせる方法に変更する方向で検討を進めている。このローリング調査及びプロファイリング活動については、報告者の記入負担及び地方公共団体の事務負担の軽減と母集団情報の整備に必要な情報の把握の両立を目指す取組であり、また、地方事務の平準化・負担軽減といった中間年における大規模統計調査全般の課題解決にも資するという効果も認められる。
- 第24回産業関連統計WG（3月17日開催）においては、上記最終報告書において整理した「新たな枠組み検討に向けた課題」を中心とした平成28年度の検討の進め方等についても、おおむねの合意を得たところ。今後、平成28年度末の取りまとめに向けた検討を推進する。
- 平成26年度から、統計作成に向けた研究の準備として、両センサス間の地域区分の対応可能性等の検討を行っている。

2015年農林業センサスについては、平成28年3月25日に確定値を公表したが、平成28年経済センサス-活動調査のデータ移送は喫緊にはできないことから、2015年農林業センサス結果と前回（平成24年）経済センサス-活動調査結果との経営体突合（マッチング）を平成28年度より開始する予定である。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、関係府省	平成28年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。
(3) サービス産業に係る統計の整備	○ サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。	総務省	できる限り速やかに結論を得る。
	○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	次回基準改定までに結論を得る。
	○ サービス産業に係る統計の横断的整備として、関係府省の協力を得て、付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進める。	総務省	平成26年度から実施する。
(4) 企業活動に係る統計の整備	○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。	総務省、経済産業省	上記の検討を踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。
	○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 「需要サイド」概念に基づき構築されているとされるNAPCS（北米生産物分類）を適用している米国経済センサスについて情報収集を行い、分析を進めた。【総務省（政策統括官）】
- ・ 平成26年7月から産業関連統計WGにおける検討を開始し、計9回の検討を経て、平成27年4月に「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(案)」及び「売上高等の集計に係る消費税の取扱いに係る検討結果(最終報告)(案)」を取りまとめ、同年5月の各府省統計主管課長等会議において、ガイドラインを正式決定した。
また、平成28年1月の産業関連統計WGにおいて、消費税率変更及び軽減税率導入に向けた検討方針に関する合意を得たことから、同年5月以降、具体的な検討を開始し、平成28年度末の取りまとめに向けた検討を推進する。
- ・ サービス産業動向調査の産業別売上高（収入額）を四半期別GDP速報（QE）の財貨・サービス別の産出額推計に利用することについて内閣府で検討されていたが、平成27年1-3月期以降のQEにおける一部サービスの出荷額の推計について、サービス産業動向調査の利用が開始された。また、平成27年度は、昨年度に引き続き「サービス産業統計研究会」を開催し、サービス産業動向調査の実施状況の検証や調査の見直しを行ってきたところ。今後、この実施状況の検証や結果の蓄積、国民経済計算等における利活用の状況等を踏まえ、基幹統計化の適否についても判断する予定。
- ・ 第3次産業活動指数（以下「3次指数」という。）は、平成27年9月に平成22年基準改定を実施し、基準時、ウェイト算定年次、業種分類及び採用系列の見直し、また再編集系列を拡充する等により、産業構造の変化に即したサービス活動の実態をより適切に反映した指数に改めるとともに、多様な分析の用途に資するものとした。基準改定後は、3次指数の分析事例を経済産業省統計HPやフェイスブック等へ定期的に掲載し、利活用促進を図っているところ。
一方、3次指数の更なる質的な向上を目指す上では、個別業種の活動状況を適切に捉えた一次統計データの採用を増やすことが重要であるが、平成17年基準時に採用していた一次統計データの中には調査が終了となったものも存在するなど、3次指数の作成に用いる一次統計データの充実が進んでいない状況であり、更なる精度向上は難しい状況である。
こうした状況を踏まえ、基幹統計化はできないとの結論に至った。
- ・ サービス産業に係る統計の横断的整備として、平成27年度は、「サービス産業統計研究会」において試算結果等を提示し、有識者及び関係府省も交えて議論を行った。これらの議論の結果を踏まえ、今後も引き続き研究を進める予定。
- ・ 平成26年11月から産業関連統計WGにおける検討を開始し、平成27年度中に実施した計4回の検討において、本統計の①整備目的、②対象範囲、③位置付け等の基本的な考え方を整理した。
また、本件に関連する詳細な検討（海外文献調査等）を実施するため、平成27年10月から民間事業者・外部有識者を活用した調査研究を開始し、平成28年2月に調査報告書を取りまとめた。
平成28年4月以降、同調査報告書も踏まえつつ、具体的な検討を開始し、平成28年度末の取りまとめに向けた検討を推進する。
- ・ 情報通信業基本調査の基幹統計化に向けた検討課題については、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供に関する検討状況を踏まえ、結論を得ることとされており、産業関連統計検討会議及び産業関連統計WGにおける当該課題への検討に参画しているところ。
- ・ 平成27年6月に開催した第15回産業関連統計WGにて本件に関する検討を開始し、平成27年度中に実施した計3回の検討において、把握の必要性や既存調査事項における算出の可能性等を整理するとともに、平成27年11月に実施した企業ヒアリング結果も踏まえつつ、平成28年3月に対応方針及び最終報告書を取りまとめ、産業関連統計検討会議に報告した。
最終報告書における主な検討結果は以下のとおり。
同一企業内取引を、事業所を対象とする統計調査で網羅的に把握することは困難であるものの、企業活動をより的確に把握する観点からも同一企業内取引及び付随的活動の実態を把握することは重要であり、企業活動の産業横断的把握における事項としての対応の可能性について引き続き検討を進める。【総務省、経済産業省及び関係府省】
- ・ 平成28年経済センサス - 活動調査においては、同一企業内取引の把握については困難という結論を得て調査計画案を策定し、統計委員会から適当である旨の答申（平成27年6月）を得たところ。
【総務省及び経済産業省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 企業活動に係る統計の整備	◎ 平成24年経済センサス - 活動調査の結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、純粋持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成29年度末までに結論を得る。
	◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。
(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	【計画本文記載事項】		
	○ 国際収支マニュアル第6版に準拠した国際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応をフォローアップする。	(財務省)	
	○ 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、引き続き、その作成が可能か否かを検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性に留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。	財務省	平成30年度末までに結論を得る。
	○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても検討する。	経済産業省	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応を検討する。	財務省、総務省、内閣府、金融庁、国土交通省	平成26年度から検討する。
○ 上記の一環として、財政統計の担当省の協力を得て、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。	内閣府	平成26年度から検討する。	

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 企業グループに関する統計の研究として、個票を用いた研究を進め、平成24年経済センサス - 活動調査の結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループの経済活動について明らかにした。今後、統計学会等において平成26年経済センサス - 基礎調査の結果も含め研究結果の発表を行うとともに、統計局ホームページ等において公表する予定。
- 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗及び純粋持株会社実態調査の結果を踏まえ、純粋持株会社のグループ活動を明らかにすることについての検討に今後取り組む予定。
- 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計調査で使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、売上高に関する情報を含む事業所母集団データベースの活用が前提となる。しかしながら、法人企業統計調査の母集団名簿と事業所母集団データベースには法人数のかい離が生じているため、当省において、法人企業統計と経済センサスの名簿のマッチングを行ったところ、資本金1億円以上については大部分の法人が一致したが、資本金1億円未満については大きくかい離していることが判明した。今後、総務省と相談しながら検討を進める予定。
- 国際収支マニュアル第6版に準拠した国際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応を、ヒアリング等を通じて引き続きフォローアップした。
- 平成27年度は事業所母集団データベースの現状及び関係省庁の取組状況について情報収集を実施した。
- 基幹統計化の可否について、平成30年度末までに結論を得るよう今後検討予定。
- 調査対象名簿整備や回収率・記入率など基幹統計調査とする場合の問題点などについて検討を行った。
- 平成28年3月に金融健全性指標の四半期データの公表を開始。また、同年4月のIMFの特別データ公表基準（SDDS）プラス参加に向けてIMFとの具体的な調整を行った（4月18日に参加）。引き続き関係省庁等で協力しつつ、一般政府収支、一般政府債務総額の推計に必要なデータの検討や公表に向けた準備を行っている。
- 基礎統計に制約のある四半期別の地方政府の支出額に係る情報を把握するべく、平成27年6月末分以降、地方公共団体消費状況等調査（内閣府）を拡充し、67の全都道府県・政令指定都市の情報把握を開始するとともに、一般政府の税収について発生ベースによる推計手法の検討を進めた。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 分野別経済統計の整備 (1) 環境に関する統計の整備	○ 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するために必要な統計調査の本格実施に向けた検証など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。	環境省	平成26年度から実施する。
	○ 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。	環境省	平成26年度から検討する。
	○ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成17年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、課題の解決方法に関係府省の協力を得ながら検討する。	環境省	平成29年度末までに結論を得る。
	○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組み込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。	資源エネルギー庁	平成26年度から実施する。
	○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。	資源エネルギー庁	平成29年度末までに結論を得る。
(2) 観光に関する統計の整備	○ TSAについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 都道府県の観光入込客統計について、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示を行い、地域の観光統計の改善を支援する。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。	観光庁	平成26年度末までに結論を得る。
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計について、それぞれ統計の精度向上に取り組む。	観光庁	平成26年度から実施する。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実について、平成27年度は「温室効果ガス排出量算定方法検討会」を1回開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見を踏まえ、温室効果ガスの算定方法の精緻化を行った。（27年度の検討結果を基に、28年4月には精緻化された算定方法による「平成26年度 温室効果ガス排出量（確報値）」を公表し、気候変動枠組条約事務局に提出した。）

家庭からの二酸化炭素の排出実態を把握する統計の整備のため、総務省から一般統計調査の承認を得て「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」を平成26年10月から27年9月にかけて実施した。調査結果として平成28年3月24日に報道発表資料（「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」の結果（速報値）について）を公表した。また、平成28年6月の確報値及びe - S t a tによる統計表の公表に向けての準備、加えて本格調査に向けた総務省への一般統計調査の承認申請準備を行っているところである。
- 廃棄物等に関するデータの精度向上及び公表の迅速化について、平成27年度は「循環利用量調査改善検討会」を3回開催し、産業廃棄物の中間処理プロセスの精緻化について検討を進めた。

引き続き、廃棄物等の循環利用量データの改善について、精度向上及び公表の迅速化等の観点から既存の情報資産の活用を含めて検討を進めていく。
- 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成については、平成26年度に引き続き、作成要領に記載されている推計方法の精度向上について検討を進めた。また、同連関表の作成・公表に向けて、関連する統計調査の収集や作成要領の見直し及び課題抽出を継続的に行った。
- 課題である時系列安定化などに向けて、委託研究により得られた方策を採用し、平成27年度調査（28年4月から6月にかけて実施）において、標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入することとした。
- エネルギーに関する統計の体系的な整備の検討を効率的・効果的に行うため、昨年度行った経済産業省特定業種石油等消費統計調査の所管部署変更のための承認手続きに続き、業務委託契約を活用して平成28年1月から実際に調査を開始し、本格的な検討のための環境を整備した。
- 全部で10表あるT S Aの各表のうち、未整備の第8表から第10表について、整備に向けて作成方法の試行を行いつつ検討を進めた結果、第8表及び第10表は作成可能の見通しが立ったため、平成25年版から作成し、平成27年3月に公表した。一方、第9表（観光集合消費）については、観光集合消費を算出することが資料上の制約や技術の上で困難であること、また、T S A導入国が必ずしもT S A全表を整備していないことに鑑み、同表は作成しない予定である。
- 平成26年度と同様、都道府県の観光入込客統計について、全国の地方運輸局において、地方公共団体の観光統計担当者を対象とした説明会を開催し、観光地点の入込状況の把握や近隣都道府県との観光消費額の比較など、分析事例等を紹介した。今後は引き続き現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討し、各都道府県が統計の整備を推進するための支援を継続する。
- 観光地域経済調査について、平成24年度の調査結果の利活用に向け、自治体向けに周知活動、ニーズ調査、モデル地域を対象とした分析事例の作成等を実施した。

平成24年度の調査設計の課題等については、解決は技術的に困難と判断しつつあったが、一方で、地方創生に向けた各種施策を政府が進めている中、効果測定や新たな施策を実施していくにあたり、地域観光統計の必要性は高まっている状況である。

こうした状況を受け、都道府県別の旅行者数と旅行消費額について、既存の観光統計を用いた加工統計の作成に着手するとともに、平成24年度の調査設計の課題等の解決が技術的に困難であることを受け、平成28年度の調査は行わないこととした。
- 宿泊旅行統計調査については、精度向上のためオンライン調査に係る周知・普及方法の改善策や、オンライン調査以外でも調査対象施設の協力が得られやすい環境の整備に向けた取組について検討し、回収率の向上を図る取組を実施しているところである。

また、旅行・観光消費動向調査の精度向上について、同調査は現在、速報値及び確報値を公表しているが、速報値から確報値への改定により、値が約10%押し下がる傾向が見受けられる。この傾向の解消に向けて、調査票の各設問の記入率の状況を調べた結果、過去6か月の旅行回数の回答が必要なため、忘却等の要因により過小申告となることが要因と考えられる。そのため、平成28年の調査以降、調査期間を6か月から3か月に縮小し、その後の調査票の記入率の状況を引き続き検証することとした。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 観光に関する統計の整備	○ 上記の検討を踏まえ、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を勘案した上で、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。	観光庁	平成28年度末までに結論を得る。
(3) 交通に関する統計の整備	◎ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	◎ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	◎ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。	国土交通省	平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結論を得る。
(4) 建設・不動産に関する統計の整備	○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。 なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。	国土交通省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフローを継続的に把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。	国土交通省	平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 平成25年法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行う。	国土交通省	平成27年度から実施する。
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (1) 社会保障全般に関する統計の整備	【計画本文記載事項】 ○ SHA手法に基づく保健医療支出推計については、引き続き、推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与し、国際比較可能性の向上を図る。	(厚生労働省)	

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 上記のとおり宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、精度向上に向けた方策を検討している段階のため、基幹統計化に向けた観光統計の体系整備について検討する段階に至っていない。
- 自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査（いずれも基幹統計調査）について、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上等の観点から、輸送貨物品目分類の見直しを行い、平成27年度の調査から適用した。
- 内航船舶輸送統計調査については燃料消費量の精度向上のため、平成27年度の調査から、従前の月間総輸送量に加えて新たに月間総燃料消費量についても目標精度（5%）を設定した標本設計により、調査を実施した。
自動車燃料消費量調査についても、平成28年度の調査から、従前の原単位に加えて新たに月間総燃料消費量について目標精度（5%）を設定した標本設計により、調査を実施することとした。
- 自動車輸送統計調査については、「自動車輸送統計調査の体系的整備等に係る検討委員会」を設置し、調査体系等の見直しの方向性について、他の統計や行政記録情報の活用余地も含め、議論を実施したところ、現行の自動車輸送統計調査では把握できない貨物営業用における最大積載量別の輸送実績及び旅客営業用乗合における輸送実態（一般路線・高速路線）別の輸送実績を把握する必要性が発生したことから、貨物営業用については最大積載量別、旅客営業用乗合については一般路線・高速路線別の調査項目を付した自動車輸送統計予備的調査を平成27年9月～11月に実施したところである。その結果等を踏まえ、引き続き自動車輸送統計の体系的整備に向けた考え方の検討を行うこととする。
- 基本計画において課題として挙げられた事項全体について、建築物リフォーム・リニューアル調査の調査内容の見直しを行い、平成27年11月18日に総務大臣より当該調査（一般統計調査）の変更承認を受け、平成28年度から見直し後の調査を実施する予定である。
見直し内容については、①建設総合統計等へ反映するため、改装・改修工事（建設投資部分）と維持・修理工事（消費部分）に項目を分けて投資額の把握を行うこととした。②CO₂削減等環境負荷低減など住宅施策等の適切な推進に寄与するため、省エネルギー工事の部位別工事内容についての投資額の把握を行うこととした。③建築物リフォーム・リニューアル調査と建築着工統計調査との重複部分を把握するため、建築工事届提出の有無についての項目を追加することとした。
なお、国民経済計算等への反映については、見直し後の調査により得られるデータの蓄積が必要であることから、遡及推計及び反映時期等の具体的事項について、引き続き内閣府と調整を行う予定である。
- 平成25年法人土地・建物基本調査結果及び平成26年土地動態調査結果等を踏まえ、検討することとしており、平成26年度中に、学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、調査の実施状況及び基本計画の「具体的な措置、方策等」について説明し、認識を共有したところである。今後検討に着手し、平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る予定である。
- 平成25年法人土地・建物基本調査結果等を踏まえ、検討することとしており、平成26年度中には、学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、調査の実施状況及び基本計画の「具体的な措置、方策等」について説明し、認識を共有したところ。
また、平成27年度においては、平成27年12月に「土地基本調査研究会」を開催し検証に着手した。今後も引き続き、学識経験者等の意見も踏まえて検証作業を行う。
- 保健医療支出推計のデータソースの一つとして利用されている「介護給付費等実態調査」については、平成27年介護報酬改定を踏まえ結果表章の見直しを行った。
【内容】
・小規模多機能型居宅介護の短期利用別、複合型サービスの看護小規模多機能型居宅介護・短期利用別の追加等

また、厚生労働省として、SHA手法に基づく医療保健支出推計の推計方法を検討するOECDのSHA検討委員会に出席し必要な情報を収集等を行った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 社会保障全般に関する統計の整備	◎ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。	厚生労働省	平成26年度から実施する。
	○ 医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。	厚生労働省	平成26年度末までに実施する。
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	◎ 国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。	総務省	平成28年度前半までに結論を得る。
	◎ 欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」（Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys）の内容を精査し、社会生活基本調査（基幹統計調査）の調査計画の検討に活用する。	総務省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 平成27年度は指摘事項について、前年の有識者ヒアリングや研究会から得られた方法のうち、集計項目の細分化を進めた。また、公表の早期化については抜本的集計方法の見直しを含めて検討を行った。

1. 公表早期化

平成25年度の公表の遅れが国民医療費のデータ提供の遅延によるものだったため、平成26年度は、国民医療費の作成部局に提供の早期化を強く働きかけ、11月11日に公表したが、そこからさらに平成27年度は約3週間早めて、10月23日に公表することができた。しかし、国民医療費を使用すると、これ以上の早期化は難しい上、今後も同統計の公表時期が不測の事態で遅れることも考えられるため、他の方法を検討した。その結果、OECDの「保健」については、IHEP（医療経済研究機構）がOECDに提出している速報値を使うという案を提示し、関係各局と協議を行った。平成28年度からは、速報値を当該年度については用い、次年度公表時に前の年の速報値を確定値に置き換えて遡及することで合意がとれた。平成28年度集計においては、この方法を採用して、より早期の公表が実現するよう鋭意努力している。

2. 集計項目の細分化（クロス集計）

第16表 社会保障給付費参考表2（介護保険）の追加：ILO基準の社会保障給付費の基礎表である集計表2では、各医療保険者の収入として介護保険第2号被保険者の介護保険料徴収分が計上されている一方で、介護保険の保険料拠出は第1号被保険者分のみの計上となっていたため、制度設計上の収入構成と一致していない。そこで第16表では、各医療保険者の介護保険分の集計を再掲し、また介護保険には第2号被保険者分の保険料収入を別掲することで、制度設計上の収入構成を再現できるように工夫した。

第19表 児童・家族関係給付費の推移（1975～2013年度）」において、児童福祉サービス費のうち保育所費が占める金額を再掲して細分化した。

第21表 「制度別・分野別社会支出」において、「保健」を制度レベルに細分化して公表した。

- 「厚生労働統計一覧」（厚生労働省で実施している主な統計調査や業務統計について、調査名と調査内容が13の分野に分けられ、掲載されている。）について、分野の変更（細分化）、業務統計の追加を行い、より分かりやすくした全体像を、平成27年4月末に厚生労働省ホームページに掲載した。

また、分野内における各統計の主な調査事項、統計指標などを簡潔に整理した「厚生労働統計調査・業務統計等体系図のポイント」を作成し、平成28年3月29日に厚生労働省ホームページに掲載した。

- 国勢調査について、これまでの有識者会議や第1次・第2次の試験調査の結果を踏まえ、第3次試験調査を実施し、本番を想定した実査事務の地方自治体における習熟を兼ねた最終的な検証を行った。また、これまでの検討結果を踏まえ、オンライン調査の全国展開やオンライン調査を推進するためのいわゆる「オンライン調査先行方式」による調査手法の導入、高齢者世帯など記入の支援を円滑に行うための任意封入方式の採用、結果の早期提供などの見直し案を盛り込んだ実施計画案を統計委員会に諮問（平成26年6月）し、平成26年10月20日に見直し案に沿った答申を得た。これを受け、平成27年国勢調査を実施した。

- 現在推計人口については、住民基本台帳法の改正に伴い、利用可能となった外国人住民関連統計を用いた都道府県別人口の推計方法の改善について検討を行った。また、地方公共団体における人口推計の実態確認を行うとともに、国における新たな推計方法の概要について周知を行うなど、基幹統計化に向けた取組を実施した。

なお、基幹統計としての指定に向けて、平成28年度中に統計委員会への諮問を行う予定である。

- 平成28年社会生活基本調査の調査計画の検討に当たって欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査したところ、ガイドラインの勧告には概ね対応済みであると確認できた。

上記確認を踏まえた平成28年社会生活基本調査の調査計画案について統計委員会に諮問（平成27年10月）し、適当であるとの答申（平成28年1月）を得た。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	◎ 国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省	平成26年度末までに結論を得る。
	○ 年齢階級別に表章している調査において、結果精度や報告者の負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから統計データの充実を図る。	各調査の実施府省	平成26年度から実施する。
(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び比較可能性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 子供の学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、学習費のよりの確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。	文部科学省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。	文部科学省	次期（平成27年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。
(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査（基幹統計調査）における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。	総務省	平成26年度末までに結論を得る。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 平成26年に試験調査を計画していたが、予算が確保できず実施できなかったため、これに代わる方法として、本調査の調査ルートである地方公共団体（保健・福祉部局及び保健所・福祉事務所）及び調査員を対象に、上記計画に沿って実施した場合の負担感や実施可能性を検討するため、アンケート調査等を実施した結果、地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、また、有識者から調査事項の大幅な削減は失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること等から、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大は事実上困難であるとの検討結果を統計委員会に報告した。
それを受けて、統計委員会の答申（平成27年10月26日付け諮問第82号）において、「調査実施者の結論は、現時点では昨今の限られた統計リソースを踏まえるとやむを得ないものと考えられる。」とされた。
- 21世紀出生児縦断調査の調査対象者のうち平成13年出生児については、平成29年1月の調査から、調査実施主体を文部科学省とする縦断調査（厚生労働省との共管調査）において、調査していくこととなった。
- 平成26年全国消費実態調査において、高齢化の進展を踏まえた年齢区分の見直しを行い、集計世帯数を考慮の上、年齢階級別の結果表における「75歳以上」を、「75～79歳」、「80～84歳」及び「85歳以上」に分割した結果表を追加し、公表した。【総務省】
- 平成26年上半年期及び平成27年上半年期の雇用動向調査結果を用いて、各歳別表章の分析を行った。平成26年（年期）及び平成27年（年期、平成28年夏頃公表予定）の雇用動向調査についても同様の分析を行う予定。【厚生労働省】
- 2015年農林業センサスにおいては、今後の人材育成・確保等に関する施策の検討に資するため、平成28年3月25日の確報値公表において、雇用者（常雇い）を年齢階層別に表章した。【農林水産省】
- 調査の客観性及び比較可能性を確保するため、平成27年度に実施した平成26年度調査（平成27年9～10月公表）から、「都道府県別教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況」、「事由別中途退学者数の『国公私別』・『課程別』」「都道府県別 都道府県・指定都市における教育相談機関及び教育相談員数」を公表した。
また、全国の生徒指導担当者が出席する会議において、正確な実態の把握を依頼するとともに、いじめの認知件数が少ない10自治体に対して、積極的認知の働き掛けや重大事態に係る分析等について、直接の訪問等により意見交換を実施した。（平成27年11月）
次回調査においては、いじめの重大事態の調査について、計上基準を分かりやすい表現に改めるとともに、不登校について詳しく分析できるように調査項目を見直す。
- 平成26年度調査において、学習費のより詳細な把握のため、附帯調査として通塾頻度や進路希望等を把握したところであるが、平成28年度調査では、附帯調査の調査事項に、兄弟姉妹の数及び年齢並びに学校外学習時間の項目を追加することとした。
今後、附帯調査を取りまとめ、当該項目を本体調査の調査事項として追加するか否かについては、報告者への負担感も考慮して検討を行うとともに、調査内容等の充実を図る。
- 平成27年度において、厚生労働省が実施する21世紀出生児縦断調査のうち平成13年出生児に係る縦断調査を当省と厚生労働省との共管調査として継続実施できるかについて検討と調整を行ったところ。
文部科学省としては、縦断調査は教育の効果等を測定できる貴重な統計調査になると認識しているため、平成13年出生児に係る縦断調査を文部科学省が実施主体（厚生労働省と共管）となり、引き続き、実施体制の整備や具体的な調査計画の策定を行うことで、平成29年1月から実施することとした。
- 平成27年度において、これまでの統計委員会からの指摘を踏まえ、各社会教育施設の「運営状況に関する評価の実施状況」に関する項目等を追加の上、実施した。
さらに、平成30年度調査の実施に向け、施設利用者に関する情報の詳細な把握について検討するためのアンケート調査の準備を行い、平成28年度に実施予定である。
- 平成26年度中に、同一企業内での雇用形態の転換の的確な把握の可否について、労働力調査の平成25年2月～5月の当月及び前月の4か月分のデータを用いて、当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより検証した。また、併せて、集計・公表に係る事務量等についても検証した。その結果、調査世帯内において当月と前月で記入者が異なる等の要因により記入内容に差異が生じるという問題があることなどから、現状では同一企業内での雇用形態の転換を的確に把握し公表することは困難であるとの結論に至った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	総務省	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。	総務省、関係府省	平成26年度から実施する。
第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減	【計画本文記載事項】 ○ 年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。	(総務省、各府省)	
(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成26年度から順次実施する。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

・ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応について、平成27年度には、実地検証のため「就業希望の把握に関する準備調査」を実施するとともに、海外主要国・機関に対して、ILO決議の対応状況を照会した。

また、有識者及び関係省を構成員とする「雇用失業統計研究会」において引き続き検討を行っており、今後、「就業希望の把握に関する準備調査」の結果等を踏まえ、労働力調査の変更計画案を策定し、平成28年度内に、同計画の承認申請を行う予定である。

・ 平成26年5月から産業関連統計WGにおける検討を開始し、計20回の検討を経て、平成27年4月に「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン(案)」及び「労働者の区分等に関する検証・検討結果(最終報告)(案)」を取りまとめ、同年5月の各府省統計主管課長等会議において、ガイドラインを正式決定した。

また、平成27年度においては、統計委員会における平成26年度統計法施行状況報告審議において指摘された①結果表章の在り方、②間接雇用の把握の在り方、③常用労働者の内訳区分の改善等について、平成27年8月以降、順次検討を行い、平成28年3月に最終報告書を取りまとめ、第3回産業関連統計検討会議に報告した。

最終報告書における主な検討結果は以下のとおり。

1 結果表章の在り方（「常用雇用者」と「常用労働者」の用語の統一余地の検討）

当面、ガイドラインの対象となる統計調査については、結果表章の工夫により、「常用雇用者」と「常用労働者」の定義が同じであることを明確にする。その他の事業所・企業を調査対象とする統計調査についても、結果表章の工夫余地を検討し、統計間の比較可能性の向上に努める。中長期的な観点からは、国際労働機関（ILO）等における動向や、「世帯・個人を対象とする統計調査」における取組状況も踏まえた第Ⅲ期基本計画の策定に向けた議論を踏まえ、必要に応じて用語の統一に向けた府省横断的な検討を再開する。

2 間接雇用の把握の在り方

（1）派遣労働者の詳細な内訳区分の把握

経済センサスを始めとする事業活動の把握を主目的とする統計調査においては、派遣労働者数の詳細な内訳区分は把握しない。ただし、全体の派遣労働者数は、引き続き把握し、派遣労働者実態調査等の個別統計における内訳区分の人数比率を用いた推計を可能とする。

（2）間接雇用を把握している統計調査における整合性

受入者及び送出者の取扱いについて、経済センサスとの間に相違が見られる統計調査については、経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備の観点から、特段の支障のない限り、経済センサスと同様の区分に完全準拠することが望ましい。

3 常用労働者の内訳区分の改善等

（1）より客観的な指標を用いた常用労働者の内訳区分

処遇による区分からより客観的な区分への改善としては、「雇用契約期間（無期・有期）」を基本的な調査事項とする。平成28年度以降は、試験調査や企業ヒアリング等により、実査可能性に係る検証・検討を推進した上で、平成33年経済センサス - 活動調査の企画時まで、現行ガイドラインの改正を目指す。

（2）実労働時間の把握

現時点では、仕事ベース（本業・副業を区別してカウント）の実労働時間を一部の統計調査の結果から推計しており、特に支障も生じていないことから、全調査共通的な調査項目として実労働時間を導入することは当面見合わせる。

・ 年次フレームについては、平成25年から毎年度作成し、関係府省等に対して提供しているところ。

事業所母集団データベースから各府省に提供する共通事業所コードの保持について、関係府省と連携を図り、その状況を把握し、必要な調整及び支援を実施している。【総務省】

・ 「事業所母集団データベース研究会」における検討などを踏まえ、企業組織構造の変化を経常的に確認する方法については、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査において、以下のとおり実施するものとする方針を平成28年2月に取りまとめた（平成31年度から実施予定）。

・ 主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業員数などの企業活動状況に関する基本的事項を経常的に把握する。

・ これを効率的かつ効果的に行うプロファイリング活動として、主要な企業グループのトップに位置する企業に対して専任の担当職員を当て、企業等の中核的な情報や組織構造を把握するとともに、このための人材育成及び体制整備を行う。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着眼した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。	総務省	平成26年度から順次実施する。
(2) 行政記録情報等の利活用の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。</p> <p>○ 国際的な動向も踏まえつつ、統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用することについて研究を進める。</p>	(内閣府、総務省) (各府省)	
ア 行政記録情報等の活用	○ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
	○ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。 また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
イ 社会保障・税番号制度の統計への活用	○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
	○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。	関係府省	平成30年度末までに結論を得る。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 「事業所母集団データベース研究会」における検討などを踏まえ、事業所・企業の実態を把握する統計及び事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着眼した統計については、経済センサス・基礎調査の抜本的な見直しに伴い、地域別、属性別、規模別等の事業所数等を把握する統計を小地域単位で毎年度作成するとともに、地域特性に応じた特別集計などを柔軟かつ機動的に行うことを目指すという方針を平成28年2月に取りまとめた（平成31年度から実施予定）。

また、地理情報の活用等については、引き続き、事業所母集団データベース研究会等において検討を行うこととする。
- 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況を確認している。答申の中で具体的に言及したものは、以下の1件である。

 - 工業統計調査

また、統計法施行状況に関する審議（第Ⅱ期基本計画関連分及び未諮問基幹統計確認関連分）においても行政記録情報の活用に関する審議を行った。【総務省（統計委員会担当室）】
 - 平成27年度においても、基幹統計調査及び一般統計調査に係る全ての承認手続（計98件）の過程において、活用可能な行政記録情報の有無を確認し、行政記録情報の活用による代替や調査簡素化の可能性について審査した。【総務省（政策統括官）】
 - オープンデータを先進化するために、データの提供方法を更に高度化し、利用しやすくする取組として、オープンデータの国際的な評価指標である「5スターオープンデータ」による公開レベルの最高ランクであるLOD形式で統計データ等を提供することについて検討を進めており、平成27年度には、福井県、福井県内全市町及び独立行政法人統計センターと連携して、統計データをLOD形式で提供する「オープンデータモデル事業」を実施した。

本モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、平成28年度にLOD等のデータ提供の実施や手引き書の策定等を行う。
 - 統計データ・ビッグデータを活用する能力の高い人材育成を図るため、パソコン等でデータの活用方法や統計に関する知識を学べる日本政府初のMOOC講座である「データサイエンス・オンライン講座」及び統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」について、コンテンツの拡充を進めた。【以上、総務省】
 - 委託事業として「平成27年度ビッグデータとその解析技術を活用した新指標の開発事業」を行った。【経済産業省】
- 前年度に引き続き平成27年度も、各府省の協力の下、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載した。

なお、同実態調査については、統計調査における行政記録情報の活用状況をより具体的に把握するなど、内容の充実を平成26年度に行ったところ。【総務省（政策統括官）】

 - 作成した業務統計は、原則として各府省ホームページ等により公表している。【各府省】
- 前年度に引き続き、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」について、各府省に調査結果を送付し、情報共有を行った。
- 平成26年9月から産業関連統計WGにおける検討を開始し、平成27年度末までに計3回の検討を実施。平成27年9月には国税庁の協力を得て、法人番号制度の①概要、②番号付与の仕組み、③今後のスケジュール等について情報共有を図った。
- 人口動態調査においては、戸籍事務での個人番号の活用に向けた法務省の検討状況も踏まえ、引き続き情報収集に努めている。【厚生労働省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) オンライン調査の推進	【計画本文記載事項】 ○ 所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。	(内閣府、総務省)	
	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ オンライン調査を推進するため、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのICTの普及状況に伴う対応についても検討する。	総務省、各府省	平成27年度末までに結論を得る。
(4) 統計基準等の見直し	【計画本文記載事項】 ○ 統計基準については、今後とも、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。	(総務省)	
	○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分(年齢や事業所規模等)の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。	総務省	平成29年度末までに結論を得る。
2 統計リソースの確保及び有効活用	【計画本文記載事項】 ○ 統計リソースの確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行う。なお、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、引き続き取組状況に関する情報の共有などを行う。	(各府省)	

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況を確認している。答申の中で具体的に言及したものは、以下の6件である。
 - ・経済センサス - 活動調査
 - ・経済産業省生産動態統計調査
 - ・社会生活基本調査
 - ・国民生活基礎調査
 - ・工業統計調査
 - ・商業動態統計調査
 また、統計法施行状況に関する審議（未諮問基幹統計確認関連分）においても各未諮問基幹統計におけるオンライン調査の導入に関する審議を行った。【総務省（統計委員会担当室）】
- 平成27年度は、基幹統計調査、一般統計調査合わせて98本の承認の審査を行い、その全てについて、オンライン調査の導入に関する検討状況について確認を行った。審査に当たっては、オンライン調査が未導入の調査やオンライン調査の利用率が低調な調査については、更なる導入の推進を図るよう適宜指導を行っており、経済センサス - 活動調査や社会生活基本調査における全面的なオンライン調査の導入等の成果が得られたところ。【総務省（政策統括官）】

（資料編 資料4参照）

- 各府省のオンライン調査推進の取組を支援するため、「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月オンライン調査推進会議申合せ）を策定した。
また、平成27年7月に「オンライン調査の推進に関するワーキンググループ」を開催し、政府統計オンライン調査総合窓口の改善等（HTML調査票作成支援ツールの提供など）の具体的な検討や情報共有の実施、行動指針に基づく各府省の取組状況についてフォローアップ調査等を行った。
- 政府統計オンライン調査総合窓口については、検討の結果、平成30年1月のシステム更改において大規模改修を行い、それまでは機能強化を中心とした改善を行うこととした。平成27年度には、ログインの際の確認コードの制限の緩和など機能を改善するとともに、パソコン以外のモバイル機器携帯型端末で回答が可能となるよう政府統計オンライン総合窓口を、画面サイズに応じて表示できる方式への対応を行った。
さらに、ICTの普及状況に伴う対応については、モバイル機器で回答できる電子調査票の作成についての検討を進め、27年度にモバイル機器で回答できるHTML形式の電子調査票が作成できるHTML電子調査票作成支援ツールを開発した。【総務省】
- 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査では、オンライン調査のホームページについて、回答者の利便性の観点から、タブレット端末・スマートフォンに対応した仕様とし、市民の社会貢献に関する実態調査では、督促のハガキにQRコードを記載した。【内閣府】
- 一部の一般統計調査について、スマートホンやタブレット端末での回答を可能とした対応を行った。【国土交通省】

- 統計基準改定の必要性について、各府省からの意見も参考としつつ、不断の検討・検証を行っている。

- 各府省の調査における関連情報の収集を行っている。

- 前年度に引き続き、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、平成28年度歳出予算概算要求書の提出前（平成27年7月）及び提出後（同11月）に、「統計リソースの確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」（以下「統計リソース確保等WG」という。）を開催し、予算概算要求及び機構定員要求の状況について、府省間の情報共有及び意見交換を実施した。
- 内閣人事局に対する平成28年度分の機構定員要求の結果、日本生産物分類の設定等のための生産物分類専門官（1名）の設置が認められた。【総務省（政策統括官）】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用			
(1) 統計リソースの確保のための取組	<p>○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。</p>	総務省	平成27年度から実施する。
	<p>○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p> <p>また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用マイクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。</p>	総務省	平成26年度から実施する。
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 地方公共団体とも連携し、統計調査員の役割や重要性等に関する周知を引き続き推進するとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善等に関する取組を継続的に実施する。</p>	(関係府省)	
	<p>○ 報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。</p>	関係府省	平成26年度から実施する。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- ・ 平成28年度から縦断調査を取り組むにあたって、実施体制を整備する必要があるため、内閣人事局に対して平成28年度分の定員要求を行い、1人の増員、1人の自律的再配置が認められた。【文部科学省】
- ・ 内閣人事局に対する平成28年度分の機構定員要求において、自律的再配置を要求し、2人認められた。【厚生労働省】
- ・ 内閣人事局に対する平成28年度分の機構定員要求において、自律的再配置を要求し、1人認められた。【国土交通省】

- ・ 第32回統計リソース確保等WG（11月27日開催）において、各府省が統計調査計画を企画する際、統計技術的な課題が発生した場合に総務省政策統括官（統計基準担当）に相談してもらえば、統計研修所が支援する仕組みを示し、活用を促した。
第4回経済財政諮問会議（3月24日開催）において、高市総務大臣から「政府統計の精度維持・向上に向けた取組について」が提出された。
同取組においては、新たな統計行政機能の改善・強化の方向性として、総務省における新たな体制づくりが示され、統計委員会及び各府省の統計改善業務を支援するため、統計技術改善支援PT（仮称）を統計研修所に設け、統計技術改善に関する技術的手法等について、研究開発を行うとされた。
これを受け、統計研修所において、3月28日に「統計技術改善支援プロジェクトチーム設置要綱」を定めた。

- ・ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びAPI機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていなかった基幹統計（13統計）について、平成27年度に、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで登録作業を実施した。
- ・ 一般用マイクロデータの作成については、統計センターの専門的な技術や知見を活用し、統計局と統計センターで作成し、平成28年3月30日から統計センターのHPにて提供を開始した。今後は、利用者ニーズを把握し、提供中のデータの改善、新たなデータの作成等の検討を行う。
- ・ リモートアクセスを活用したオンサイト利用については、総務省と統計センターで検討を行い、中央データ管理施設の管理を行う者として統計センターのリソースを活用することを念頭に、大学等研究機関との連携も含め、実現に向けた具体化を進めている。

- ・ 統計調査員の役割や重要性等に関する周知については、地方公共団体と連携し、以下の取組を引き続き実施。
 - ・ 調査対象に対しては、依頼状・リーフレットによる周知
 - ・ 一般に対しては、経常調査用広報ポスター等の掲出
 上記のほか、統計局ホームページに統計調査員の役割等について記載。
- ・ 統計調査員の調査活動における事故等を防止するための安全確保に関する周知については、以下の取組を引き続き実施
 - ・ 各種事務打合せ等において『調査の手引』等を用いた安全確保の意識の啓発
 - ・ 統計調査員に対する支援体制の整備並びに複数人による活動の推進
 - ・ 調査活動時における安全対策用品の携行の徹底
- ・ 平成27年国勢調査においては、平成26年度から27年度にかけて調査員募集に係るキャンペーンサイト、ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体における調査員確保への支援をした。【以上、総務省】
- ・ 統計調査員の確保・育成に資するために、引き続き「調査員だより」の発行を行い、調査員の役割や重要性に関する周知を行っているところ。【農林水産省】
- ・ 調査員の役割や身分などについて継続してホームページに掲載した。【経済産業省】

- ・ 地方公共団体の負担軽減のため、大規模統計調査である平成28年経済センサス - 活動調査及び平成29年工業統計調査においては、従前国直轄調査部分のみオンライン調査を導入してきたが、調査員調査部分においてもオンライン調査の導入を立案し、総務大臣の了承を得た。【総務省及び経済産業省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
(3) 統計職員等の人材育成・確保	【計画本文記載事項】 ○ 人材の確保・育成を意識した人事交流や研修を充実するなど、これまでの多面的な取組の更なる定着の促進を図る。その際、これまでの取組状況を踏まえ、特に効果がある取組を重点的に推進する。	(各府省)	
	○ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。	総務省	平成26年度から段階的に実施する。
(4) 災害発生時等の備え	○ 大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。 また、対応方針の取りまとめに当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。	総務省、各府省	平成27年度末までに対応指針を取りまとめ、平成28年度から順次実施する。
(5) 民間事業者の活用	【計画本文記載事項】 ○ 民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図る。	(各府省)	
	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
3 統計調査環境の改善 (1) 統計ニーズの的確な把握	○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。	内閣府 (統計委員会)	平成26年度から実施する。
	○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、府省間の連携を強化する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
(2) 統計の品質保証活動の推進	○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効果的かつ効率的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成26年度から実施する。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見を踏まえ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた定数管理を平成25年度から試行期間として実施し、問題点の有無を検証してきたところである。検証結果を踏まえ、再任用短時間勤務職員を平成29年度から統計専任職員の対象とする方向で、準備を進めている。

(資料編 資料5参照)

- 統計研修所では、毎年6月に各府省や地方公共団体等に対し研修内容に関するアンケートを実施しており、その結果を受け、平成27年度は「エクセルによる社会に活かすためのデータ分析入門」、「社会・人口統計の基本」及び「GISによる統計活用」を新設した。
また、各府省や都道府県等から依頼に基づき講師を派遣(10件)するとともに、平成28年度統計研修を検討し、「初めて学ぶ統計-公務員のためのオンライン講座-」、「統計解析ソフト「R」の基礎」、「1日で学ぶ標本設計」の3コースを新設することとした。

- 統計リソース確保等WG(平成27年9月、11月、28年1月の3回)において、対応指針の策定に向け、対応指針の位置付け、構成、府省横断的に対応する課題や個別調査ごとに対応する課題、調査票情報の提供の在り方、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策等について議論を行い、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」(平成28年3月30日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を決定した。
また、28年度以降、各府省における行動計画の策定状況について同WGで情報共有を行うこと等により、各府省における行動計画の策定の促進を図る予定である。

(資料編 資料6参照)

- 「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」(以下「統計品質保証等WG」という。)において、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」における導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」へのプロセス保証の考え方の導入に向け検討を開始した。

- 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会について、平成26年度中にテーマを選定(ビッグデータの利用可能性)し、27年4月に開催した。

- 「統計ニーズの的確な把握の枠組み」(平成26年3月25日統計データの有効活用に関する検討会議了承)に基づき、統計一般に関するニーズ把握について、平成26年度に引き続き、テーマの設定や実施期間の集中化、広報活動の重点化を行った。

- 統計品質保証等WGにおいて、各府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等に関する情報共有を行った。
- 基幹統計(国民経済計算)及び一般統計調査について、品質表示及び品質評価に係る実施計画を定め、当該計画に基づき、調査実施部局において、品質保証活動に関する取組を実施。大臣官房において、部局ごとの取組結果を確認し、府内の取組状況について適宜部局と情報共有し、取組内容の改善等を促した。【内閣府】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 統計の品質保証活動の推進			
	○ 国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	総務省、各府省	平成27年度末までに実施する。
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等	○ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。	各府省	平成26年度から順次実施する。
	○ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で効果的かつ効率的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。	総務省	平成26年度から実施する。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 品質表示及び品質評価について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に準じて可能な範囲で実施する体制を維持している。【警察庁】
 - 平成26年度及び27年度実施の統計調査について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、表示の見直し及び自己評価を実施し、26年度実施分の評価結果の概要を28年3月に統計局ホームページ上で公開した。引き続き、所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。【総務省】
 - 「犯罪被害に関する総合的研究（第4回犯罪被害実態（暗数）調査）」については、外部有識者等から構成される委員会において、調査研究実施前の事前評価及び実施後の事後評価をもって品質評価を実施し、調査研究の客観性と専門性の担保に努めているところ、平成27年度において、同研究に係る事後評価を実施し、その結果を公表した。【法務省】
 - 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、財務省が所管する基幹統計及び一般統計について自己評価を実施した。【財務省】
 - 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計において自己評価を実施した。【文部科学省】
 - 品質表示については、平成26年度に引き続き、所管する統計についてフォローアップを実施した。品質評価については、予算の概算要求の前に、実施する予定の統計調査について、簡易的な自己評価を実施した。【厚生労働省】
 - 品質表示について、順次当省ホームページを更新済。統計調査の見直しの検討に当たっては、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえた品質評価を行っているところ。【農林水産省】
 - 省内の全ての統計調査における自己評価を行った。その際、管理・調整室が二次的チェックを行い、可能な限り客観性を担保する体制で実施した。【経済産業省】
 - 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管する16統計について、品質表示の評価及び品質評価を実施した。
評価の結果、品質表示の項目で改善できる部分については、改善指導を行い、各統計作成課室にて改善対応が可能な箇所から修正等を行っているところである。【国土交通省】
- 一般社団法人日本品質管理学会における「公的統計調査のプロセスマニフェストと要求事項」の検討状況を踏まえ、プロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）を導入することで「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の見直しを実施した（同ガイドラインを平成28年2月23日改定）。
- 総務省政策統括官（統計基準担当）が毎年度開催しているブロック別統計主管課長会議を活用し、各ブロックにおいて地方公共団体からの意見を聴取し、情報共有を行った。
 - 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、図書館での閲覧に供したり、イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。
 - 平成27年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、各府省及びマンション管理団体をはじめとする各種団体に対し協力依頼を行った。
 - 平成28年経済センサス活動調査を正確かつ円滑に実施するため、27年度においては、新聞広告による広報や、各府省、関係団体、商業施設を有する企業等に対し、協力依頼を行った。
 - 平成27年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方公共団体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット配布、新聞広告ほか、YouTube統計局チャンネルへの映像掲載やインターネット広告等、広く国民一般に向けての広報を行った。【以上、4事項総務省】
 - 平成27年10月に当省の「消費者の部屋」及び平成27年11月に農林水産祭「実りのフェスティバル」において、統計調査に対する理解と協力の啓発を図るため、農林水産統計の役割や「統計で見る農林水産業」のパネル展示を行った。【農林水産省】
- 平成27年5月から6月にかけて、地方公共団体から出された非協力者への対応に係る意見や周知・広報の好事例等について、地方公共団体と情報共有を行った。その上で、当該意見や事例等について、各府省とも情報共有を行った。
 - 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく各府省の取組状況に係るフォローアップ調査を実施した（平成28年5月31日回答期限）。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 統計リテラシー等の向上	○ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。 また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。 さらに、上記の研修やカリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。	総務省	平成26年度から順次実施する。
	○ 統計研修所における研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 地方公共団体等とも連携し、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。	総務省	平成27年度から実施する。
(5) 研究開発成果の共有	○ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。	総務省	平成26年度から実施する。
4 統計データの有効活用の推進	【計画本文記載事項】 ○ 今後も引き続き、調査実施者における調査票情報等の適切な保管を徹底する。	(各府省)	
(1) 調査票情報等の提供及び活用	○ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。	内閣府（統計委員会）、総務省	平成26年度から検討する。

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 平成26年度に、教員を対象とした「統計指導者講習会」に関して、統計教育の実践方法等に関する班別討議、公的統計を活用した実践事例（実践講習）など、研修内容を充実した。また、平成27年度においては、青森県、福井県、岐阜県、愛知県及び佐賀県において統計指導者講習会等を開催して、研修参加機会の拡大を図った。
上記講習会等の開催に当たっては、文部科学省の協力を得て、教育関係者の参加を促すとともに、教育関係部局と都道府県統計主管課の連携を要請した。
- 統計研修所では、平成26年度から教員、教育関係者を対象として、統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けセミナー」を実施している。（27年度受講者数27名）
- 地方公共団体が統計教育の推進に当たって必要とする支援を把握するため、平成26年度に引き続き「統計教育に関する意見交換会」（27年度は、岐阜県を始め5県が参加）を実施し、先進的取組を共有するとともに、27年度は新たに、小中学校への「出前授業」用のコンテンツを都道府県等に提供した。【総務省】
- 「一般用マイクロデータ」については、ニーズを把握の上、総務省統計局と独立行政法人統計センターで平成21年全国消費実態調査の一般用マイクロデータを作成し、平成28年3月30日から独立行政法人統計センターのHPにおいて提供を開始した。
- 各府省が実施した調査研究の結果について、平成26年12月に開設した「各府省統計研究情報フォーラム」（政府共通インフォメーションボード）へ掲載し、共有・蓄積を行った。
- 調査票情報等は、各府省において適切に管理している。
- オーダーメイド集計の利用条件の緩和については、「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」や「統計データの二次的利用促進に関する研究会」などで検討した結果、企業の研究利用の促進を図りつつ、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す方向で見直しを行うこととし、平成28年1月にガイドライン、同年2月に省令、告示の改正を行った（いずれも平成28年4月1日施行）。
- オンデマンド集計については、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る研究を、一般用マイクロデータ（仮称）の作成及び提供に関する研究と一体的に行うこととし、検討を進めている。【以上、総務省】
- 平成27年度において、国の行政機関及び日本銀行がオーダーメイド集計の提供対象とした統計調査は、26調査（259年次分）であり、26年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、20年次分のデータが追加された。【各府省】
- セキュリティ確保に万全を期すとともに、多様なデータの利用など利用者の利便性を図りつつ、施設の運用・管理、審査の効率化のため、「リモートアクセスを活用したオンサイト利用」の仕組みを構築することとし、平成28年度中の試行運用開始に向けたスケジュールや施設の在り方に関する課題と対応について整理した。また、この仕組みを官学が連携して進めるため、学界における「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」の設立（平成28年3月）に協力した。【総務省】
- 平成27年度において、国の行政機関が匿名データの提供対象とした統計調査は、7調査（43年次分）であり、26年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、2年次分のデータが追加された。
また、就業構造基本調査（総務省）（平成19年）に係る匿名データの作成について、統計委員会に平成28年3月に諮問され、28年度まで継続して審議されている。
- 平成27年9月の統計委員会において、年次追加に伴う手続の簡素化に関する方針を取りまとめた。平成28年1月に、当該方針に沿って「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」を改正した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 調査票情報等の提供及び活用	○ 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、各府省の協力を得て、統計データ登録の促進を図る。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
5 国際協力及び国際貢献の推進	【計画本文記載事項】 ○ 国際会議等への積極的な参画など、国際協力の推進を図る。 ○ JICA等と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努める。	(各府省)	
	○ 各府省と連携して、国際機関に対する我が国の統計情報の提供状況を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関に対する統計情報の提供の充実に努める。	総務省	平成26年度から実施する。
第4章 施策の効果的かつ効率的な実施	【計画本文記載事項】 ○ 公的統計基本計画推進会議を通じた府省間の連携を一層推進するとともに、第Ⅱ期基本計画に掲げた施策に応じて推進体制を再構築し、政府一体となった取組を促進する。 ○ これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。 ○ 統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したものからその対応状況を計画的にフォローアップする。また、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会の審議に活用する。	(各府省) (内閣府) (内閣府)	

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、「調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎」となるための窓口機能、研究助言機能、秘匿審査機能等が重要となるため、関連する「リモートアクセスを活用したオンサイト利用」の検討の進展を踏まえ、今後、具体化を進める。【総務省】
- 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びAPI機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていなかった基幹統計（13統計）について、平成27年度に、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで登録作業を実施した。これにより今後は、各府省が当該基幹統計について作成する新規の統計データを容易に登録できるようになった。
平成28年度からは、基幹統計以外の統計調査についても登録支援を実施する。
- 統計データの高度利用のため、API機能を平成26年10月31日からe-Stat上に付加し、また、試行段階での利用者からの意見等を反映し、27年1月30日から開発ガイドや開発サンプル、FAQ等をサイトに追加提供し、利用者の利便性向上を図った。統計GISの充実については、平成27年1月20日からe-Stat上の統計GISに「地図による小地域分析（jSTATMAP）」を追加して機能を強化し、タブレット版の提供も開始した。
さらに、平成27年度には、福井県、福井県内全市町及び独立行政法人統計センターと連携して、統計データをLOD形式で提供する「オープンデータモデル事業」を実施した。本モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、平成28年度にLOD等のデータ提供の実施や手引き書の策定等を行う。
- 9府省から延べ149人の職員が70の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。

6府省が、11の国際機関・国等に延べ32人の職員を派遣したほか、37の国際機関・国等から延べ197人の研修生等を受け入れた。
- 平成26年度に構築した各府省から国際機関への情報提供実績を把握する仕組みについて、平成27年5月の「国際統計に関する関係府省等連絡会議」において、提供先である国際機関の部局名まで把握するなどの見直しを図った。また、平成28年2月には、総務省（政策統括官）が、各府省から国際機関への情報提供実績の報告を受けた上で取りまとめた。
- 平成27年度中に公的統計基本計画推進会議を3回開催し、基本計画の取組状況に関する府省間の情報共有等を行い、基本計画で掲げられた事項の推進を図った。

基本計画部会において、確認の対象となる未諮問基幹統計について、諮問の状況等を勘案し、確認スケジュールを改定した。そのうち平成27年度は、11月の経済財政諮問会議における経済統計の改善に向けての検討依頼も踏まえ、以下の通り4統計を確認して、3月に審議結果報告書を取りまとめ、経済財政諮問会議にも報告した。

 - 27年12月11日（金）毎月勤労統計について審議。
 - 28年1月21日（木）海面漁業生産統計及び法人企業統計について審議。
 - 28年2月16日（火）毎月勤労統計について補足的に審議、平成26年度に統計委員会が示した今後の取組の方向性に対する家計統計の取組状況を審議。
 - 28年3月22日（火）審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）を決定。
 - 28年3月24日（木）第4回経済財政諮問会議で審議結果を報告

統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」については、従前より、次回の諮問審議の際に対応状況をフォローアップしている。
この作業と重複しないよう本取組を効率的に進めるため、前回の諮問審議から一定期間を経過した基幹統計（調査）について、平成26年度以降の計画期間内における諮問実績・予定等を詳細に整理し、どの統計（調査）を対象とするかなど、本取組の進め方について検討を行っているところ。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 施策の効果的かつ効率的な実施	○ 統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題に関する研究や日本学術会議及び関連学会連携強化方策について検討し、取組の推進を図る。	(内閣府)	
2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	<p>○ 各種法定計画等における統計の整備及び当該分野における各種施策との整合性に留意するなど、政策の信頼性及び客観性の確保に資するよう取組を推進する。</p> <p>○ 国民に対する的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。</p>	(各府省) (各府省)	

平成27年度の検討状況又は進捗状況

- 平成27年度は行政記録情報の活用に関する調査研究（委託研究）を行い、28年2月に調査報告書を取りまとめた。

- 平成26年度から、「特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」について、担当者が、地方公共団体及び大学等において調査の概要について講義を実施。また、講義後の質疑応答を通じて各ステークホルダー（自治体職員・研究者・NPO関係者・市民）からの意見・ニーズを把握。【内閣府】
- 作成した業務統計について、警察庁ホームページで公表している。【警察庁】
- 統計データのトピックを、時節にちなんで紹介する「統計トピックス」、社会・経済の話題になっているデータについて分かりやすく解説した「話題の数字」など、身近かつ有用なテーマについて、統計情報を提供し、統計に関する国民の理解と協力の向上に取り組んだ。【総務省】
- 文部科学省では、基幹統計調査である「学校基本調査」及び「学校教員統計調査」の調査規則を改正する際、意見公募手続きを実施した。【文部科学省】
- 統計調査結果については、集計表のほか、国民に分かりやすく伝えるため、図やグラフ等を利用して調査結果のポイントをまとめた概況を作成し、厚生労働省ホームページに掲載している。また、国民の声等により国民の意見やニーズの把握を行っている。【厚生労働省】
- 平成22年度より、ホームページにおいて統計情報の要望欄を設け、国民の意見やニーズの把握に努めている。引き続き国民の意見等を的確に把握しているところ。【農林水産省】

【資料編】

資料 1 統計法の概要

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計の品質を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメイド集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府[※]に設置することにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進

※ 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成27年法律第66号）が平成28年4月1日に施行され、現在は統計委員会が総務省に移管されている。

5. 罰則等

○ 雑則 (第52条～第56条)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則 (第57条～第62条)

- ・ 行政機関が行う統計調査秘密漏えい等に関する罰則や統計調査事務の受託者に対する罰則

「公的統計の整備に関する基本計画」概要

資料2

1 公的統計基本計画とは

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：各府省が必要な統計を作成する「分散型統計機構」の下、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進
- ◆期間：おおむね5年間
- ◆策定手続：総務大臣は、基本計画の作成又は変更に当たり、統計委員会の意見を聴き、国民の意見を反映させるための措置を講じた上で、閣議決定を求める。
- ◆フォローアップ：毎年、総務大臣が推進状況を取りまとめ公表。統計委員会が推進状況を評価

2 公的統計基本計画の変更

- ◆ 現行の第Ⅰ期基本計画（平成21年3月閣議決定）は、平成25年度末をもって計画期間が終了
- ◆ 統計をめぐる社会経済情勢の変化、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅱ期基本計画（平成26年4月からの5年間）を策定

平成25年5月17日	総務大臣から平成24年度の第Ⅰ期基本計画の推進状況を統計委員会に報告
10月9日	統計委員会から第Ⅱ期基本計画に関する基本的な考え方を総務大臣に提示
10月30日	総務大臣から第Ⅱ期基本計画案を統計委員会に諮問
10月31日～11月29日	国民に意見公募
平成26年1月31日	統計委員会から総務大臣に答申
3月25日	閣議決定

第二期公的統計基本計画の概要

1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

統計の体系的整備・有用性の確保・向上

- ① 統計相互の整合性の確保・向上
- ② 国際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

2 公的統計の整備

(1) 経済関連統計

- 国内総生産（GDP）を計算する基準を国連の新基準（2008SNA）に対応（例：現行基準では費用としてGDPに含まれていない研究開発費を、新基準では投資としてGDPに計上）
- 経済構造統計（経済センサス）を中心に経済統計の整備計画を再策定（例：平成28年に予定している経済センサス - 活動調査は調査環境の良い時期に実施。また、経済センサスの実施に伴い、関連する経済統計調査の調査事項、実施時期、周期等を再検討）

(2) 人口・社会、労働関連統計

- 失業に関するILOの新基準を踏まえ、失業者の定義（求職活動期間を現行の1週間から1か月）の変更について、試験調査等を行った上で、時系列比較にも留意しつつ検討
- 非正規雇用をよりの確に捉える労働者区分の見直しに向けた取組

第二期公的統計基本計画の概要

3 公的統計の整備に必要な事項

(1) 統計作成の効率化、報告者の負担軽減等

- 統計調査の母集団情報となる事業所母集団データベースの充実、蓄積された情報を活用した統計の作成
- オンライン調査の推進
(例：平成27年国勢調査におけるオンライン調査を前回の東京都から全国に拡大。
また、モバイル端末の普及状況を踏まえ、スマートフォンなどのオンライン報告手段の多角化に対応)
- 社会保障・税番号制度の統計への活用に関する検討・研究
- 大規模災害等の発生時の備えとして、課題の整理、対応方針の取りまとめ

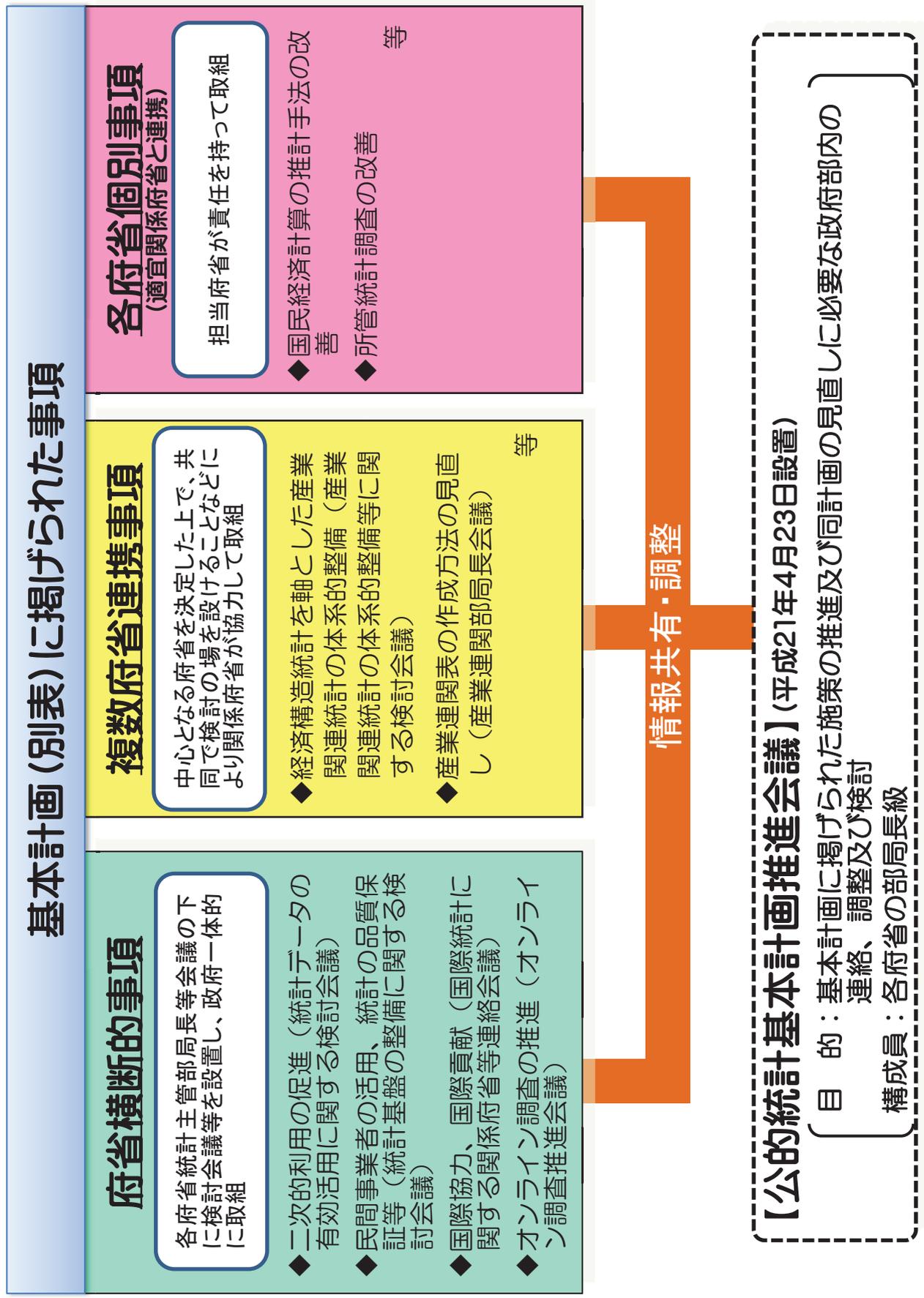
(2) 統計データの有効活用の推進等

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充などの統計データのオープン化の推進
(API機能：政府の統計データを民間企業等のシステムが自動的に取得・更新)
(統計GIS：地理情報システム（GIS）の仕組みを活用し、統計データを背景地図とともに視覚化して提供するもの（地図で見る統計）)
- 政府が一般から委託を受けて統計を作成する（オーダーメイド集計）場合の利用条件（学術研究の発展に限定）を緩和することを検討
- 統計分野における積極的な国際協力・国際貢献（発展途上国等からの研修生の受入れ）

4 基本計画の推進

- 府省間の連携を一層推進し、統計委員会におけるフォローアップ等の取組の重点化
- 各種法定計画に基づき統計整備との整合性を確保しつつ取組を推進

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制



資料4 オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は進捗状況

各府省	平成27年度中の検討状況又は進捗状況
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査について、オンライン調査を導入している。NPO法人を対象とする特定非営利活動法人に関する実態調査において、オンライン調査による効果が特に高くなることが期待され得るため、昨年度に引き続き、調査票を送付せずログイン情報を記載した依頼文のみの送付を行った。市民を対象とした市民の社会貢献に関する実態調査において、スマートフォン等での回答を容易にするため、平成27年度から督促依頼のハガキにQRコードの記載を行った。 ・ 青少年のインターネット利用環境実態調査について、有識者による企画分析会議を開催し、次年度に向けて調査方法の一層の改善に向けた検討を行った。 ・ 「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」においては、調査結果の正確性及び信頼性の確保、調査の有効回収率を上げるため、日本、外国ともに個別面接聴取法を実施しているためオンラインによる調査は実施していない。 ・ 「若者の生活に関する調査」においては、調査対象者には高齢の者も含まれることから、インターネットの使用が必須となるオンライン調査では回収率が低下するおそれがあり、また、本調査では、報告者の家族関係など内面に係る事柄についても回答を求めているが、調査対象者のうち、未成年者については、親の許可のもとインターネットをしている者もいることから、オンライン調査では正確な回答がなされないおそれがあるため、オンライン調査に適さず、1回限りの調査であることから、オンライン調査を導入していない。 ・ 企業行動に関するアンケート調査について、調査対象企業に対し、オンライン調査の特徴や回答方法を分かりやすく説明したパンフレットを配布している。また、調査協力依頼の際にも、オンライン調査導入を案内するなど、オンライン調査への理解を促し、オンライン回収率の向上を図っている。 ・ 機械受注統計調査について、オンライン未利用企業に対して、提出方法を分かりやすく説明した資料を送付し、紙面提出からの切り替えを促すことにより、オンライン回収率の向上を図っている。 ・ 法人企業景気予測調査について、オンライン利用企業に対し、提出方法を分かりやすく説明したパンフレットの作成や担当者変更時における利用方法の案内を丁寧に行うなど、紙面提出への切り替えを防ぐ方

各府省	平成 27 年度中の検討状況又は進捗状況
	<p>策を講ずることにより、オンライン回収率の維持向上を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費動向調査について、平成 26 年度に実施した試験調査（郵送調査とオンライン調査の比較）の結果等を踏まえ、引き続き検討を行っている。
総務省	<ul style="list-style-type: none"> 所管する統計調査の実施状況等を踏まえ、必要に応じ各統計調査におけるオンライン調査の推進について検討している。個別の統計調査における主な実施状況等は以下のとおり。 平成 27 年国勢調査について、平成 22 年調査では東京都のみで試行的に実施していたオンライン調査を全国に拡大するとともに、オンライン調査先行方式による実施やスマートフォンによる回答を導入し、オンラインによる回答率が 36.9%となった。 平成 27 年国勢調査事後調査について、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用してオンライン調査を実施し、オンライン回答率が 18.0%となった。 通信利用動向調査について、平成 26 年調査から、郵送調査の他、メール回答形式によるオンライン調査を実施した。 情報通信業基本調査及び通信・放送産業動態調査について、政府統計共同利用システムによるオンライン回答を主な回答方法としている。 平成 28 年経済センサス - 活動調査について、平成 24 年調査では一部の企業のみで実施していたオンライン調査を全ての事業所、企業を対象に実施するとともに、オンライン回答を促すため、調査書類の文言の工夫や重点的な広報を実施している。 平成 28 年社会生活基本調査について、平成 23 年調査では調査票 B のみで実施したオンライン調査を調査票 A にも拡大し全世帯を対象に実施するとともに、平成 23 年調査ではエクセル形式で作成した電子調査票を HTML 形式で作成することとし、報告者の利便性向上を図ることとした。
財務省	<ul style="list-style-type: none"> 法人企業統計調査及び法人企業景気予測調査について、本省及び財務局等職員によるオンラインの協力依頼を継続的に実施している。特にオンライン利用企業に対しては、提出方法を分かりやすく説明したパンフレットの作成や担当者変更時における利用方法の案内を丁寧に行うなど、紙面提出への切替えを防ぐ方策を講ずることにより、オンライン回収率の維持向上を図っている。また、電子調査票に利用して

各府省	平成 27 年度中の検討状況又は進捗状況
	<p>いるエクセルの最新バージョンに28年度調査より対応するためのシステム改修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間給与実態統計調査について、平成 26 年度実施調査（平成 26 年分調査）において、特定の階層の事業所に対しオンライン回答へ誘導する電子媒体（CD-ROM）を送付し、どの程度オンライン回答率に影響するか検討したところ、有意な結果は得られなかった。平成 27 年度実施調査（平成 27 年分調査）においては、オンライン回答を促すチラシを全調査対象事業所へ送付した。 ・ 医療状況実態統計調査について、オンライン調査を実施していないものの、各共済組合でレセプト情報管理システムを本格導入したことから、平成 25 年度調査より電子化可能なデータについては、電子化を行い、磁気媒体による提出を受けているところである。 ・ 年金受給者実態調査について、無作為に抽出された受給者個人を対象としており、調査対象者に高齢者等が多数含まれていることから、オンライン調査にはなじまないと考える。
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度子供の学習費調査について、オンライン調査の導入に向けて一部の都道府県で試験的運用及びアンケート調査を実施した。平成 28 年度調査では、アンケート調査結果及び試験的運用の課題を改善の上、全都道府県を対象に試行運用することとしている。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21 世紀成年者縦断調査（平成 24 年成年者）について、平成 28 年調査でオンライン調査を導入するため、電子調査票を開発した。また、調査対象者に対し、オンライン調査実施に関する周知を行った。 ・ 雇用動向調査（事業所調査）について、調査票回収率向上のため、平成 28 年度からのオンライン調査の導入に向けて調査票回収率向上のため電子調査票の開発を行った。 ・ 労働災害動向調査について、回収率向上のためオンライン調査に係る利用ガイドを作成し、調査対象事業所へ配布した。また、広報誌を用いて、本調査がオンラインでの回答が可能な旨を周知した。 ・ 労働組合基礎調査について、オンライン調査の促進のため関係団体への協力要請を行った。また、オンライン回答率の高い都道府県の取組事例について、各都道府県へ情報提供を行った。さらに平成 28 年調査からオンライン調査の範囲を全ての調査対象に拡大する。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度において、4 調査（漁業経営調査、漁業就業動向調査、作物統計調査、特定作物統計調査）について新たにオンラインによる調査方法を導入した。

各府省	平成 27 年度中の検討状況又は進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> オンライン調査の回収率の向上方策について、全ての調査対象に政府統計共同利用システムのログイン情報や操作方法を配布する取組を行っている。
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 所管統計調査のオンライン調査の促進のため、調査の企画時においてオンライン未導入の場合は、オンライン調査の導入についても検討を行い、導入を図った。また、大規模統計調査である平成 28 年経済センサス - 活動調査及び平成 29 年工業統計調査においては、従前国直轄調査部分のみオンライン調査を導入してきたが、調査員調査部分においてもオンライン調査の導入を予定している。
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 所管統計調査のオンライン調査の促進のため、報告者に対して記入要領等へオンライン調査が可能な旨を案内するなど、オンラインによる回収率向上のための取組を行った。また、内航船舶輸送統計調査などの事業所を対象とする月次で実施する統計調査においては、オンライン調査による効果が特に高くなることが期待されるため、電子メールを用いての調査報告など簡便な手法を取り入れる取組を行った。引き続き、オンラインによる回収率向上のため、費用対効果を勘案した手法やパソコン以外のタブレット端末やスマートフォンなどから回答できる手法等も引き続き継続して検討を行う。
環境省	<ul style="list-style-type: none"> オンライン調査を導入している統計調査は、オンライン回収率向上のため、調査票等においてオンラインでの回答が可能な旨を周知している。
人事院	<ul style="list-style-type: none"> 所管統計調査のオンライン調査の促進のため、政府統計共同利用システムの活用等について、技術面、経費面、調査実施スケジュール及び回答率の維持の観点から検討を行った。

資料5 統計職員等の人材の育成・確保の状況

府省名	内閣府	総務省	法務省	財務省	文部科学省
統計部局における大学等との人事交流の実績(相手先別派遣者数、受入者数等)	【派遣】 ・大学(2人) 【受入】 ・大学等(9人)	無	無	無	【受入】 ・大学(1人)
統計部局の主催する統計関係の研究会等(検討会、懇談会等を含む。)への外部有識者の活用実績	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 10人(0人) 3 上記2のうち平成27年度新規参加者の数 ⇒ 3人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 17 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 108人(19人) 3 上記2のうち平成27年度新規参加者の数 ⇒ 14人	無	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 11人(1人) 3 上記2のうち平成27年度新規参加者の数 ⇒ 0人	無
統計部局職員による学会の大会等への参加実績、論文の発表実績(参加者数/発表論文数)	【大会参加実績】 ・2015年度統計関連学会連合大会(1人) ・第10回日本統計学会春季集会(1人) 【論文発表実績】 ・2015年度統計関連学会連合大会(1本) ・第10回日本統計学会春季集会(1本)	【大会等参加実績】 ・日本人口学会第67回大会(5人) ・2015年度統計関連学会連合大会(24人) ・経済統計学会第59回全国研究大会(8人) ・第24回地理情報システム学会研究発表大会(5人) ・日本品質管理学会第45回年次大会(1人) ・日本経済学会2015年度春季大会(2人) 【論文発表実績】 ・日本人口学会第67回大会(3本) ・2015年度統計関連学会連合大会(11本) ・経済統計学会第59回全国研究大会(6本)	無	無	無
統計部局職員における統計関係研修・セミナー等の実施状況	無	無	無	無	無
統計部局職員による留学制度や自己啓発等休業制度の活用による大学及び大学院の講義等の活用実績	【国内研修】 ・計量経済学分析入門(48人) ・State技能研修(21人) ・計量経済学分析基礎(16人) ・国際経済学研究会(JSNA)入門(17人) ・季節調整法研修(21人) ・E-IT技能研修(9人) ・計量経済学分析(20人) ・SNA統計研修(4人) 【外国人研修】 ・SNA統計研修(研修所直轄招聘)(7人) ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:10人	無	無	無	無
総務省統計研修所の研修受講実績	・統計入門課程(7人) ・統計基本課程(2人) ・統計専門課程(1人) ・特別コース(2人)	・本科(3人) ・統計入門課程(101人) ・統計基本課程(11人) ・統計専門課程(10人) ・特別コース(11人)	・統計入門課程(2人)	・本科(1人) ・統計入門課程(32人) ・統計基本課程(6人) ・統計専門課程(2人)	・統計入門課程(4人) ・統計基本課程(1人) ・統計専門課程(1人)
その他、統計部局職員としての人材育成に関する取組	無	無	無	無	統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に関連項目を設定

府省名	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
統計部門における大学等との人事交流の実績(相手先別派遣者数、受入者数等)	無	無	【受入】 ・日本銀行(1人)	無
統計部門の主催する統計関係の研究集会(統計委員会等を含む。)への外部有識者の活用実績	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 7 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 145人(4人) 3 上記2のうち平成27年度新規参加者の数 ⇒ 37人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 2 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 23人(0人) 3 上記2のうち平成27年度新規参加者の数 ⇒ 2人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 4 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 18人(1人) 3 上記2のうち平成27年度新規参加者の数 ⇒ 5人	1 対象となる研究会等の数 ⇒ 3 2 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計委員会委員、臨時委員又は専門委員) ⇒ 23人(1人) 3 上記2のうち平成27年度新規参加者の数 ⇒ 1人
統計部門職員による学会の大会等への参加実績、論文発表実績(参加者数/発表論文数)	【大会等参加実績】 ・2015年度統計関連学会連合大会(4人)	無	無	無
統計部門職員による留学制度や自己啓発等休業制度の活用による大学及び大学院の講義等の活用実績	無	無	【留学制度】 ・メキシコ(1人)	無
統計部門における統計関係・セミナー等の実施状況	・統計基礎コース(39人) ・統計委務コース(17人) ・統計活用コース(35人) ・統計活用コース(11人) ・適宜企画する研修(36人)	・農林水産統計専門職員研修(統計調査実務コース) ・農林水産統計専門職員研修(管理者コース) ・農林水産統計専門職員研修(通信研修) ※延べ受講者数:93人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:11人	・調査統計グループ研修(統計基礎 統計応用 経済分析 基礎 経済分析応用 産業・企業分析等)(177人) ・統計コンベンション・セミナーによるミニ講習会(108人) ・国民経済計算(JISNA)の概要と生産動向統計調査との関係(65人)及び非常勤職員向け室内研修(経済産業省生産動向統計調査について)(5人) ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:24人	無
総務省統計研修所の研修受入実績	・統計入門課程(7人) ・統計基本課程(1人) ・統計専門課程(1人) ・特別コース(2人)	・本科(1人) ・統計入門課程(2人) ・統計基本課程(2人) ・特別コース(1人)	無	・統計入門課程(9人)
その他、統計部門職員としての人材育成に関する取組	・国連アジア太平洋統計研修所(MDGs指標に係る統計の作成能力の向上コース)に講師を派遣(1人) ・ベトナム統計総局の職員来日時説明を実施	無	・国連アジア太平洋統計研修所(MDGs指標に係る統計の作成能力の向上コース)に講師を派遣(1人) ・取務省主催の経済調査事務研修(生産統計の見方について)に講師を派遣(1人)	無

注1)統計部門の主催する統計関係の研究集会(統計委員会等を含む。)への外部有識者の活用実績(内閣府に計上している)の実績は、内閣府に計上している。
注2)統計委員会担当室(平成26年度に内閣府から総務省へ移管)の実績は、内閣府に計上していない。
注)掲載していない者においては、特記の取組を行っていない。

資料6 統計関連業務における民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成27年度に実施した統計調査に係る事務については、230統計調査中191統計調査(全体の83.0%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況 (平成27年度)

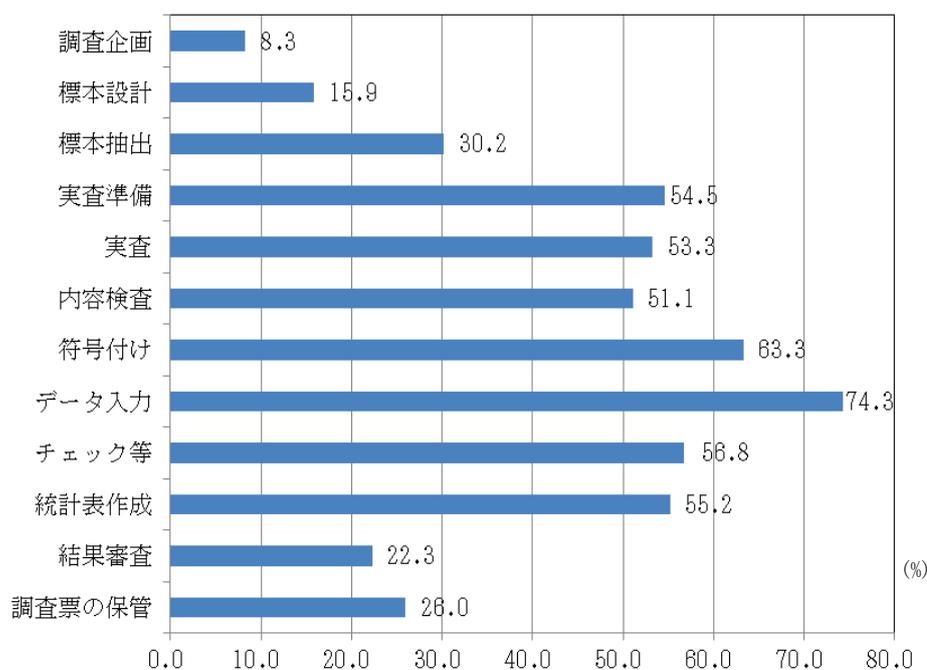
			統計事務の種類別件数												全統計調査件数 (注2)
			調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査	件数	230	164	159	220	229	227	79	218	229	230	229	227	230
		うち民間委託を実施しているもの	19	26	48	120	122	116	50	162	130	127	51	59	191
		(割合%)	(8.3)	(15.9)	(30.2)	(54.5)	(53.3)	(51.1)	(63.3)	(74.3)	(56.8)	(55.2)	(22.3)	(26.0)	(83.0)
	(参考) うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	件数	0	0	2	0	2	6	7	11	17	17	10	11	21
		(割合%)	(0.0)	(0.0)	(1.3)	(0.0)	(0.9)	(2.6)	(8.9)	(5.0)	(7.4)	(7.4)	(4.4)	(4.8)	(9.1)
		うち地方支分部局	当該事務が存在する統計調査	2	2	22	25	42	38	8	28	26	3	13	25
うち民間委託を実施しているもの	1	1	2	4	4	4	4	6	4	1	1	1	7		

注1) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成27年度に実施された統計調査の総件数である。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成27年度）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査	うち民間委託を実施しているもの	(参考) うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	統計調査	うち民間委託を実施しているもの
内閣府	13	12	0	1	0
総務省	15	14	10	0	0
財務省	7	6	2	5	0
文部科学省	18	11	0	0	0
厚生労働省	54	48	3	3	0
農林水産省	36	27	0	23	2
経済産業省	34	29	0	2	0
国土交通省	38	31	4	10	5
環境省	11	11	0	0	0
人事院	4	2	2	0	0
合計	230	191	21	44	7

注) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

資料7 基幹統計調査の承認一覧

(平成27年度)

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	小売物価統計調査	平成27年10月7日
	国勢調査	平成27年10月27日
	社会生活基本調査	平成28年2月2日
文部科学省	学校保健統計調査	平成27年8月24日
	学校基本調査	平成28年2月26日
	学校教員統計調査	平成28年2月26日
厚生労働省	人口動態調査	平成27年11月19日
	国民生活基礎調査	平成28年2月1日
	医療施設調査	平成28年2月9日
農林水産省	農業経営統計調査	平成27年9月28日
	農林業センサス	平成27年9月28日
	漁業センサス	平成27年9月28日
	作物統計調査	平成27年9月28日
	海面漁業生産統計調査	平成27年9月28日
	木材統計調査	平成27年9月28日
	牛乳乳製品統計調査	平成27年9月28日
	作物統計調査	平成28年3月30日
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	平成27年7月2日
	工業統計調査	平成28年2月4日
	商業動態統計調査	平成28年2月25日
	経済産業省企業活動基本調査	平成28年3月24日
国土交通省	内航船舶輸送統計調査	平成27年5月18日
総務省・ 経済産業省	経済センサス - 活動調査	平成27年7月2日
	経済センサス - 活動調査	平成27年10月29日

注) 本表は、法第9条又は第11条の規定に基づき平成26又は27年度に総務大臣に申請され、27年度中に承認が行われた基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料8 統計委員会における諮問・答申実績

(平成27年度)

諮問名	諮問者	諮問日	答申日
経済センサス - 活動調査の変更について	総務大臣	平成27年 3月23日	平成27年 6月25日
経済産業省生産動態統計調査の変更について	総務大臣	平成27年 5月28日	平成27年 6月25日
小売物価統計調査の変更について	総務大臣	平成27年 6月25日	平成27年 9月17日
社会生活基本調査の変更について	総務大臣	平成27年 10月26日	平成28年 1月21日
国民生活基礎調査の変更について	総務大臣	平成27年 10月26日	平成28年 1月21日
工業統計調査の変更について	総務大臣	平成27年 10月26日	平成28年 1月21日
学校基本調査の変更について	総務大臣	平成27年 12月11日	平成28年 2月16日
学校教員統計調査の変更について	総務大臣	平成27年 12月11日	平成28年 2月16日
商業動態統計調査の変更について	総務大臣	平成27年 12月11日	平成28年 2月16日
就業構造基本調査に係る匿名データの作成について	総務大臣	平成28年 3月22日	平成28年 4月26日

注) 本表は、平成27年度に統計委員会において行われた諮問又は答申の実績についてまとめたものである。

資料 9 基幹統計調査の年度別承認件数

(平成23～27年度)

府省名	平成 27年度	平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度	平成 23年度
総務省	5*(2*)	2	3	4*	5*
財務省	0	0	0	1	2
文部科学省	3	3(2)	0	2	3
厚生労働省	3	5(2)	2	1	8(6)
農林水産省	8(2)	3(2)	1	3	9(6)
経済産業省	6*(2*)	6(2)	4	5*	2*
国土交通省	1	5	1	1	1
合計	24(4)	24(4)	11	16	29(6)

注1) ()内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査(平成23、24、27年度は経済センサス - 活動調査)。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

資料10 基幹統計の公表までの期間

経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (平成26、27年度)

府省名	公表を行った件数 (件)		公表までの平均期間 (日)	
	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度
総務省	5	5	43	42
財務省	2	2	59	65
文部科学省	2	2	104	85
厚生労働省	6	6	93	93
農林水産省	5	5	43	42
経済産業省	8	8	99	106
国土交通省	8	8	20	37
合計/全体平均	36	36	63	67

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算(内閣府)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。

周期調査等により作成された基幹統計の公表までの期間 (平成27年度)

府省名	基幹統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
総務省	国勢調査	5年	129日 (H28. 2公表)	124日 (H23. 2公表)	+5日
総務省	経済センサス-基礎 調査	5年	197日 (H27. 6公表)	183日 (H22. 6公表)	+14日
総務省	全国消費実態調査	5年	223日 (H27. 7公表)	222日 (H22. 7公表)	+1日
厚生労働省	患者調査	3年	364日 (H27. 12公表)	348 (H24. 11公表)	+16日
農林水産省	2015年農林業センサ ス	5年	150日 (H27. 11公表)	190日 (H22. 9公表)	-40日
経済産業省	商業統計調査	5年	337日 (H27. 6公表)	278日 (H20. 4公表)	+59日

注) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

資料11 一般統計調査の承認一覧

(平成27年度)

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
内閣府	特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査	平成27年 6 月25日
	地方公共団体消費状況等調査	平成27年 7 月10日
	高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	平成27年 8 月27日
	企業行動に関するアンケート調査（試験調査）	平成27年 9 月16日
	若者の生活に関する調査	平成27年10月13日
	高齢者の経済・生活環境に関する調査	平成28年 3 月30日
総務省	平成27年国勢調査事後調査	平成27年 5 月13日
	就業希望の把握に関する準備調査	平成27年 7 月21日
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	平成27年 7 月30日
	通信利用動向調査	平成27年12月 9 日
	家計調査 試験調査（家計の収支に関する基礎調査）	平成28年 1 月14日
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	平成28年 1 月27日
	産業連関構造調査（通信・放送業等投入調査）	平成28年 3 月23日
財務省	たばこ関連産業の実態等に関する調査	平成28年 3 月29日
文部科学省	全国イノベーション調査	平成27年 5 月21日
	体育・スポーツ施設現況調査	平成27年 5 月29日
	民間企業の研究活動に関する調査	平成27年 6 月15日
	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	平成28年 1 月13日
厚生労働省	医療経済実態調査	平成27年 4 月27日
	中国残留邦人等実態調査	平成27年 5 月21日
	就労条件総合調査	平成27年 6 月15日
	乳幼児栄養調査	平成27年 6 月24日
	国民健康・栄養調査	平成27年 7 月 2 日
	原子爆弾被爆者実態調査	平成27年 7 月16日
	介護給付費等実態調査	平成27年 7 月21日
	労働経済動向調査	平成27年 7 月27日
	21世紀出生児縦断調査	平成27年 8 月11日
	転職者実態調査	平成27年 8 月20日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
実施府省	雇用均等基本調査	平成27年8月24日
	能力開発基本調査	平成27年9月8日
	労働安全衛生調査	平成27年9月16日
	地域児童福祉事業等調査	平成27年10月8日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	平成27年10月8日
	介護事業実態調査	平成27年10月27日
	民間人材ビジネス実態把握調査	平成27年12月25日
	公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査	平成28年1月8日
	社会保障・人口問題基本調査	平成28年2月4日
	社会保障・人口問題基本調査	平成28年2月16日
	衛生行政報告例	平成28年2月19日
	21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	平成28年2月23日
	介護サービス施設・事業所調査	平成28年3月16日
	社会福祉施設等調査	平成28年3月16日
	公的年金加入状況等調査	平成28年3月18日
	労使関係総合調査	平成28年3月29日
農林水産省	食品ロス統計調査（外食調査）	平成27年4月3日
	漁業経営調査	平成27年8月19日
	農業構造動態調査	平成27年8月24日
	新規就農者調査	平成27年8月24日
	畜産物流通調査	平成27年9月11日
	青果物卸売市場調査	平成27年10月14日
	食品ロス統計調査（外食調査）	平成27年10月23日
	生産者の米穀在庫等調査	平成27年12月9日
	集落営農実態調査	平成27年12月9日
	木質バイオマスエネルギー利用動向調査	平成28年2月25日
	特定作物統計調査	平成28年3月30日
経済産業省	産業関連構造調査（鉱工業投入調査）	平成27年7月9日
	エネルギー消費統計調査	平成28年2月4日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
	中小企業実態基本調査	平成28年3月15日
国土交通省	国際航空旅客動態調査	平成27年7月23日
	自動車輸送統計予備的調査	平成27年8月6日
	大都市交通センサス	平成27年8月7日
	全国都市交通特性調査	平成27年8月21日
	航空旅客動態調査	平成27年9月18日
	近畿圏物資流動調査	平成27年10月1日
	幹線旅客流動実態調査	平成27年10月9日
	建築物リフォーム・リニューアル調査	平成27年11月18日
	自動車燃料消費量調査	平成28年1月13日
環境省	水銀大気排出実態調査	平成27年7月17日
	大気汚染物質排出量総合調査	平成27年8月25日
	環境にやさしい企業行動調査	平成27年9月25日
	動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査	平成28年1月12日
	食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査	平成28年2月4日
	エコツアーリズムガイド等の国内実態調査	平成28年2月5日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	平成27年9月2日
総務省・ 経済産業省	情報通信業基本調査	平成28年3月3日

注1) 本表は、法第19条又は第21条の規定に基づき平成27年度に総務大臣に申請され、27年度中に承認された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

注2) 周期的に行われる調査については、調査名に「平成〇年」を付して申請されている場合についても、平成〇年を除いた名称で掲載している。

資料 12 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 23～27 年度)

府省名	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
内閣府	6	4	5	5	4
総務省	8(1)	8(1)	6	8(1)	3
法務省	0	0	0	0	1
財務省	1	0	1	0	1
文部科学省	4	1	4	3(1)	1
厚生労働省	26	24	28	22(1)	28
農林水産省	11	5	6	9	7
経済産業省	4(1)	9(1)	9	9(1)	4
国土交通省	9	8	9	11	6
環境省	6	1	1	4	3
人事院	1	3	3	3	1
合計	75(1)	62(1)	72	72(2)	59

注 1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。
 共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 2) 平成 26 年度以降は、複数回承認されている場合それぞれ 1 件と計上している。

資料13 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間（平成27年度）

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
内閣府	9(1)	62
総務省	5(1)	69
財務省	4(1)	200
文部科学省	11(1)	200
厚生労働省	35(1)	179
農林水産省	26(1)	84
経済産業省	26(2)	73
国土交通省	19	119
環境省	2	273
人事院	2	178
合計/全体平均	135(4) <144(4)>	125 <135>

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの一般統計調査において、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) ()内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の結果の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の結果の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注4) 表中< >内は、平成26年度における実績。

一般統計調査（周期調査等）の結果の公表までの期間（平成27年度）

府省名	一般統計調査の名称	調査の周期	公表までの期間 （今回調査）	公表までの期間 （前回調査）	前回調査との差
総務省	全国単身世帯収支実態調査	5年	228日 (H27. 7公表)	222日 (H22. 7公表)	+6日
文部科学省	子供の学習費調査	2年	224日 (H27. 12公表)	240日 (H26. 1公表)	-16日
厚生労働省	介護事業実態調査	3年	121日 (H28. 3公表)	67日 (H26. 3公表)	+54日
	社会保障・人口問題基礎調査	5年	400日 (H27. 9公表)	497日 (H22. 12公表)	-97日
	労働安全衛生調査	5年	301日 (H27. 9公表)	259日 (H19. 9公表)	+42日
	地域児童福祉事業所等調査	3年	382日 (H27. 12公表)	371日 (H25. 3公表)	+11日
	医師・歯科医師・薬剤師調査	2年	292日 (H27. 12公表)	292日 (H25. 12公表)	0日
	無医地区等調査	5年	441日 (H28. 3公表)	301日 (H22. 10公表)	+140日
	無歯科医地区等調査	5年	441日 (H28. 3公表)	301日 (H22. 10公表)	+140日
	受療行動調査	3年	284日 (H27. 9公表)	286日 (H24. 9公表)	-2日
	雇用の構造に関する実態調査	5年	339日 (H27. 11公表)	272日 (H23. 8公表)	+67日
	医療経済実態調査	2年	29日 (H27. 11公表)	67日 (H25. 11公表)	-38日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	3年	121日 (H28. 3公表)	135日 (H26. 3公表)	-14日
	公的年金加入状況調査	3年	764日 (H27. 12公表)	504日 (H24. 5公表)	+260日
	国民年金被保険者実態調査	3年	269日 (H27. 12公表)	261日 (H24. 12公表)	+8日
国土交通省	建設資材・労働力需要実態調査	2年	434日 (H27. 1公表)	231日 (H25. 7公表)	+203日
	住生活総合調査	5年	468日 (H27. 4公表)	378日 (H21. 12公表)	+90日
	空家実態調査	5年	290日 (H27. 11公表)	112日 (H21. 6公表)	+178日
	バルク貨物流動調査	5年	213日 (H27. 9公表)	199日 (H22. 9公表)	+14日

注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

注2) 一般統計調査(周期調査)のうち、調査の周期が1回限りとなっている調査及び行政記録情報等と組み合わせて結果表章を行っている調査(国際比較プログラムに関する小売物価調査)については、記載していない。

資料14 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成27年度)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
北海道			1		滋賀県	1	3	14	
青森県	3	3	14		京都府		1	3	
岩手県		3	5		大阪府	7	7	13	
宮城県	2	3	8		兵庫県	3		3	
秋田県	1		5		奈良県	5	5	12	
山形県			12		和歌山県	1	1	2	
福島県			16		鳥取県	4	4	15	
茨城県	2	2	10		島根県	1		6	
栃木県	4	1	12	1	岡山県	2		6	
群馬県	1	1	3		広島県	1	3	6	
埼玉県	4	4	14		山口県		1	7	
千葉県	2	4	20		徳島県			3	
東京都	8	7	42		香川県	2		6	
神奈川県	1	4	13		愛媛県	1	2	7	
新潟県		3	20		高知県	3	4	14	
富山県		0	2		福岡県	2	1	7	
石川県		1	11		佐賀県	2	1	6	
福井県	3	1	12		長崎県	2	1	2	
山梨県	1	3	9		熊本県	0	1	-	-
長野県	6	3	13		大分県	0		5	
岐阜県	1	1	7		宮崎県	2		11	
静岡県	3	3	16		鹿児島県	0		9	
愛知県	7	7	18		沖縄県	2		10	
三重県	2	1	11		合計	92	91	463	1

注1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件数の外数である。

注2) 「調査実施件数」及び「調査中止件数」は、平成28年熊本地震により施行状況の報告が困難と判断した熊本県を除いている。

資料15 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成27年度)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
札幌市		2	1		京都市				
仙台市			1	1	大阪市	3		1	
さいたま市					堺市		1	1	
千葉市					神戸市		5	7	
横浜市	3		3		岡山市				
川崎市		1	2		広島市		1	2	
相模原市			1		北九州市	12	4	19	
新潟市		1	2		福岡市	4	1	5	
静岡市					熊本市	1		-	-
浜松市					合計	23	16	46	1
名古屋市			1						

注1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件数の外数である。

注2) 「調査実施件数」及び「調査中止件数」は、平成28年熊本地震により施行状況の報告が困難と判断した熊本市を除いている。

資料16 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用(実績)(平成27年度)

区分	利用件数	統計の作成等	
		統計の作成等	名簿作成
内閣府	5	5	0
企業行動に関するアンケート調査	3	3	
消費動向調査	2	2	
総務省	54	53	1
科学技術研究調査(※)	3	3	
家計調査(※)	5	5	
経済センサス-基礎調査(※)	5	4	1
経済センサス-活動調査(※)	5	5	
小売物価統計調査(※)	1	1	
国勢調査(※)	8	8	
個人企業経済調査(※)	2	2	
サービス産業動向調査	3	3	
事業所・企業統計調査(※)	1	1	
社会生活基本調査(※)	5	5	
就業構造基本調査(※)	1	1	
住宅・土地統計調査(※)	4	4	
全国消費実態調査(※)	6	6	
労働力調査(※)	5	5	
財務省	7	6	1
法人企業統計調査(※)	7	6	1
文部科学省	85	77	8
学校基本調査(※)	68	60	8
学校教員統計調査(※)	9	9	
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	3	3	
社会教育調査(※)	4	4	
体育・スポーツ施設現況調査	1	1	
厚生労働省	180	163	17
医療施設調査(※)	29	22	7
患者調査(※)	16	16	0
国民生活基礎調査(※)	18	18	0
人口動態調査(※)	14	13	1
賃金構造基本統計調査(※)	15	15	0
毎月勤労統計調査(※)	1	1	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	3	3	0
介護給付費等実態調査	10	10	0
介護サービス施設・事業所調査	8	3	5
国民健康・栄養調査	1	1	0
雇用均等基本調査	3	3	0
雇用動向調査	1	1	0
雇用の構造に関する実態調査	3	3	0
社会医療診療行為別調査	13	13	0
社会福祉施設等調査	7	4	3
社会保障・人口問題基本調査	10	10	0
就労条件総合調査	2	2	0
受療行動調査	1	1	0
中高年者縦断調査	2	2	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	1	1	0
21世紀出生児縦断調査	1	1	0
病院報告	7	7	0
福祉行政報告例	7	7	0
平成24年福島県患者調査	1	1	0
労使関係総合調査	1	0	1
労働安全衛生特別調査	3	3	0
労働経済動向調査	2	2	0

区分	利用件数	統計の作成等	
		統計の作成等	名簿作成
農林水産省	74	62	12
漁業センサス(※)	10	5	5
集落営農実態調査	7	7	
新規就農者調査	1	1	
農業経営統計調査(※)	13	13	
農業構造動態調査	1	1	
農業物価統計調査	1	1	
農林業センサス(※)	34	27	7
木材流通構造調査	1	1	
6次産業化総合調査	6	6	
経済産業省	139	124	15
エネルギー消費統計調査	1	1	
海外事業活動基本調査	13	13	
外資系企業動向調査	5	5	
企業活動基本調査(※)	35	31	4
経済産業省生産動態統計調査(※)	12	10	2
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	6	5	1
経済センサス-活動調査(※)	19	18	1
工業統計調査(※)	19	13	6
商業統計調査(※)	6	5	1
商業動態統計調査(※)	9	9	
情報処理実態調査	1	1	
特定サービス産業実態調査	2	2	
知的財産活動調査	5	5	
中小企業実態基本調査	5	5	
鉄鋼生産内訳月報	1	1	
国土交通省	45	43	2
京阪神都市圏物資流動調査	1	1	
建設工事統計調査(建設工事施工統計調査)(※)	4	2	2
建築着工統計調査(※)	2	2	
建築物リフォーム・リニューアル調査	2	2	
港湾調査(※)	1	1	
国際航空旅客動態統計調査	1	1	
自動車輸送統計調査(※)	1	1	
住生活総合調査	1	1	
住宅市場動向調査	1	1	
宿泊旅行統計調査	3	3	
全国貨物純流動調査	5	5	
全国都市交通特性調査	1	1	
中京都市圏パーソントリップ調査	1	1	
東京都市圏パーソントリップ調査	2	2	
東京都市圏物資流動調査	1	1	
内航船舶輸送統計調査(※)	1	1	
パーソントリップ調査	4	4	
法人土地・建物基本調査(※)	1	1	
訪日外国人消費動向調査	10	10	
旅行・観光消費動向調査	2	2	
環境省	2	2	0
水質汚濁物質排出量総合調査	1	1	
大気汚染物質排出量総合調査	1	1	
(国の行政機関)小計	591	535	56
日本銀行	5	5	0
全国企業短期経済観測調査	3	3	
企業物価調査	1	1	
企業向けサービス価格調査	1	1	
合計	596	540	56

注1) 平成27年度に利用を開始したものの件数であり、26年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料17 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(平成27年度)

区分	33条第1号			33条第2号			
	統計の作成等	名簿作成		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)	
内閣府	1	1	0	3	0	3	0
企業行動に関するアンケート調査	1	1	0	0	0	0	0
消費動向調査	0	0	0	1	0	1	0
青少年のインターネット利用環境実態調査	0	0	0	1	0	1	0
民間非営利団体実態調査	0	0	0	1	0	1	0
総務省	420	310	110	43	0	43	0
科学技術研究調査(※)	9	9	0	1	0	1	0
家計調査(※)	7	7	0	3	0	3	0
経済センサス-基礎調査(※)	71	50	21	2	0	2	0
経済センサス-活動調査(※)	128	40	88	4	0	4	0
小売物価統計調査(※)	34	34	0	0	0	0	0
国勢調査(※)	64	64	0	4	0	4	0
事業所・企業統計調査(※)	8	7	1	3	0	3	0
社会生活基本調査(※)	1	1	0	3	0	3	0
就業構造基本調査(※)	9	9	0	12	0	12	0
住宅・土地統計調査(※)	64	64	0	1	0	1	0
全国消費実態調査(※)	10	10	0	3	0	3	0
全国物価統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
労働力調査(※)	12	12	0	5	0	5	0
サービス産業動向調査	1	1	0	0	0	0	0
貯蓄動向調査	0	0	0	1	0	1	0
労働力調査特別調査	0	0	0	1	0	1	0
財務省	9	8	1	8	3	5	0
法人企業統計調査(※)	9	8	1	8	3	5	0
文部科学省	251	250	1	2	0	2	0
学校基本調査(※)	239	239	0	1	0	1	0
学校教員統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
学校保健統計調査(※)	3	2	1	1	0	1	0
社会教育調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
体力・運動能力調査	5	5	0	0	0	0	0
地方教育費調査	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,262	1,257	5	184	5	178	1
医療施設調査(※)	55	55	0	12	0	12	0
患者調査(※)	19	19	0	8	0	8	0
国民生活基礎調査(※)	10	8	2	23	0	23	0
人口動態調査(※)	844	843	1	46	5	40	1
賃金構造基本統計調査(※)	42	42	0	8	0	8	0
薬事工業生産動態統計調査(※)	38	38	0	0	0	0	0
21世紀出生児縦断調査	2	2	0	9	0	9	0
21世紀成年者縦断調査	0	0	0	7	0	7	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	48	48	0	10	0	10	0
介護給付費実態調査	0	0	0	5	0	5	0
介護サービス施設・事業所調査	17	17	0	8	0	8	0
国民健康・栄養調査	26	26	0	14	0	14	0
雇用動向調査	1	1	0	2	0	2	0
雇用の構造に関する実態調査	4	4	0	0	0	0	0
社会医療診療行為別調査	0	0	0	5	0	5	0
社会福祉施設等調査	34	34	0	0	0	0	0
社会保障・人口問題基本調査	2	2	0	0	0	0	0
就労条件総合調査	1	1	0	1	0	1	0
受療行動調査	0	0	0	4	0	4	0
地域保健・健康増進事業報告	21	21	0	0	0	0	0
中高年者縦断調査	2	2	0	9	0	9	0
病院報告	48	48	0	10	0	10	0
平成24年福島県患者調査	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査	47	45	2	1	0	1	0
労働者健康状況調査	1	1	0	1	0	1	0
農林水産省	32	31	1	2	1	1	0
海面漁業生産統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査(※)	4	4	0	0	0	0	0
漁業センサス(※)	3	3	0	0	0	0	0
農業経営統計調査(※)	3	3	0	1	1	0	0
農林業センサス(※)	6	5	1	0	0	0	0
木材統計調査(※)	5	5	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	1	1	0	1	0	1	0
水産物流通調査	4	4	0	0	0	0	0
畜産物流通統計調査	2	2	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計調査	3	3	0	0	0	0	0

区分	33条第1号			33条第2号			
	統計の作成等	名簿作成		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)	
経済産業省	400	385	15	18	1	17	0
ガス事業生産動態統計調査(※)	2	1	1	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	14	14	0	7	0	7	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	11	10	1	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
経済センサス-活動調査(※)	63	62	1	4	0	4	0
工業統計調査(※)	189	180	9	3	0	3	0
商業統計調査(※)	66	64	2	1	0	1	0
商業動態統計調査(※)	12	12	0	0	0	0	0
石油製品需給動態統計調査(※)	1	0	1	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
エネルギー消費統計調査	1	1	0	0	0	0	0
海外現地法人四半期調査	1	1	0	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	7	7	0	2	0	2	0
工場立地動向調査	18	18	0	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	2	2	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	3	3	0	0	0	0	0
平成23年産業連関構造調査(鉱工業投入調査)	1	1	0	1	1	0	0
非鉄金属海外鉱等受入調査	1	1	0	0	0	0	0
非鉄金属等需給動態統計調査	2	2	0	0	0	0	0
国土交通省	206	206	0	7	0	5	2
建築着工統計調査(※)	14	14	0	0	0	0	0
造船機統計調査(※)	6	6	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
京阪神都市圏物資流動調査	4	4	0	1	0	0	1
建設副産物実態調査	3	3	0	0	0	0	0
航空旅客動態調査	6	6	0	1	0	1	0
国際航空旅客動態調査	6	6	0	1	0	1	0
国際航空貨物動態調査	1	1	0	0	0	0	0
自動車燃料消費量調査	2	2	0	0	0	0	0
住生活総合調査	46	46	0	0	0	0	0
住宅市場動向調査	1	1	0	1	0	1	0
宿泊旅行統計調査	33	33	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	7	7	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	7	7	0	0	0	0	0
東京都市圏パーセントリップ調査	8	8	0	1	0	1	0
中京都市圏パーセントリップ調査	5	5	0	0	0	0	0
京阪神都市圏パーセントリップ調査	9	9	0	0	0	0	0
パーセントリップ調査	26	26	0	2	0	1	1
大都市交通センサス	6	6	0	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	12	12	0	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	2	2	0	0	0	0	0
環境省	4	4	0	0	0	0	0
大気汚染物質排出量総合調査	2	2	0	0	0	0	0
水質汚濁物質排出量総合調査	2	2	0	0	0	0	0
合計	2,585	2,452	133	267	10	254	3
(参考) 内訳(提供先)							
国	154	142	12	5	0	5	0
地方公共団体	2,271	2,156	115	0	0	0	0
大学	53	53	0	208	3	204	1
独立行政法人等その他	107	101	6	54	7	45	2

注1) 平成27年度中に利用を開始したものの件数であり、26年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

注4) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料 18 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例
(平成 27 年度)

平成 27 年度における調査票情報の二次利用の件数は、98 調査に係る 596 件となっている。

また、国の行政機関が、公的機関へ調査票情報を提供した件数（法第 33 条第 1 号に該当するもの）は、94 調査に係る 2,585 件（提供先別の内訳は、国：154 件、地方公共団体：2,271 件、大学：53 件、独立行政法人等その他：107 件）となっており、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供件数（法第 33 条第 2 号に該当するもの）は、53 調査に係る 267 件（提供先別の内訳は、国：5 件、大学：208 件、独立行政法人等その他：54 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は表のとおりであり、各種政策の立案等に係る基礎資料へ活用されている。具体的には、①白書や年次報告書等の作成のために用いる場合、②審議会等で利用する資料作成のために用いる場合、③国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合、④統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）などに分類できる。

- (備考) 1 提供先別の内訳について、機関に所属する者が法第 33 条第 2 号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めて整理している。
- 2 利用目的（研究テーマ）は研究者にとっての秘密に該当する可能性があるため、法第 33 条第 2 号に該当するものは具体例として挙げていない。
- 3 オーダーメイド集計及び匿名データを利用した研究事例については、(独)統計センターHPを参照。
(<http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>)
- 4 政令で定める地方公共団体（平成 28 年 3 月末現在で、47 都道府県及び 20 指定都市）が実施した統計調査に係る調査票情報については、当該地方公共団体の条例の規定に基づき二次利用等が行われている。なお、オーダーメイド集計及び匿名データに関する規定を定めている地方公共団体も少数みられるが、これまでのところ利用実績は無い。

表 「調査票情報の二次利用及び提供」の具体例 (平成27年度)

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(内閣府)			
企業行動に関するアンケート調査	—	白書 審議会 その他	企業の経済成長の見込みと賃上げの関係性について分析し、平成28年度経済財政報告や経済財政諮問会議、マンスリートピックの基礎資料とする。
(総務省)			
国勢調査	—	統計調査	〇〇調査の調査区域となる調査区の境界確認のため。
全国消費実態調査	—	基本計画	第Ⅱ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき、「一般用マイクロデータ(仮称)」を作成するための統計表を作成する。
経済センサス-活動調査	地方公共団体	統計調査	〇〇調査の調査対象名簿を作成するため。
就業構造基本調査	大学	その他	研究の一環として、若年・壮年者の雇用(就業形態・賃金)に関する分析を行う。
住宅・土地統計調査	地方公共団体	基本計画	平成25年住生活総合調査(国交省へ33条申請)と平成25年住宅・土地統計調査の都道府県分についてリンケージ集計を行い、都道府県住生活基本計画の見直しを行うための基礎資料を得る。
労働力調査	厚生労働省	その他	労働力需給のミスマッチ解消のため、詳細な実態把握を図る基礎資料として活用する。
(財務省)			
法人企業統計調査	経済産業省	白書	「2016年度版中小企業白書」作成のため、企業の業種別、従業員規模別の財務項目を時系列に集計し、財務項目の業種別、従業員規模別格差等について考察する。
(文部科学省)			
学校基本調査	—	その他	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の集計資料を作成し、今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する検討を行う。
学校教員統計調査	—	統計調査	中等教育学校の教員免許制度について改善の検討を行うにあたって、訪問調査先の選定の際の参考とする。
学校基本調査	地方公共団体	白書	自都道府県又は自指定都市ごとの調査結果の公表のための統計の作成
体力・運動能力調査	地方公共団体	その他	全国で実施された体力・運動能力調査の結果と県の調査結果を比較し、今後の体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料として把握する。
(厚生労働省)			
医療施設調査	—	審議会	診療報酬改定に向けた議論を行う際の資料として活用。
国民生活基礎調査	—	その他	世代ごとの世帯1人当たり平均所得金額に対する患者負担額の割合を求めるための基礎資料とする。
人口動態調査	独立行政法人	その他	総死亡、循環器死亡などの原死因別に関連のある因子について研究することを目的とし、国民の健康維持・増進に役立てるための基礎資料を得る。
人口動態調査	地方公共団体	その他	保健医療行政に必要な情報を得るため
医師・歯科医師・薬剤師調査	地方公共団体	その他	医師不足地域における診療所等の医師の高齢化が問題視されており、地域医療構想調整会議等において将来の医療提供体制を検討するための基礎資料とするため。
賃金構造基本統計調査	地方公共団体	その他	県人事委員会が、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、同県職員の給与制度を検討する基礎資料として、県内の民間賃金の実態を把握するために使用する。

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(農林水産省)			
農業経営統計調査	—	その他	農業構造の現状を分析し、担い手対策の基礎資料とするため、農業所得階層別の推計戸数(万分比)を算出する。
農林業センサス	—	白書	「平成27年度食料・農業・農村白書」の作成に当たり、基幹的農業従事者の年齢構成、常雇いの数、組織形態別の法人経営体数、出荷先の推移等のデータを作成。
牛乳乳製品統計調査	地方 公共団体	統計調査	県産工業生産・出荷指数の作成に利用する。
(経済産業省)			
経済産業省企業活動基本調査	—	白書	我が国の輸出入と国内外の事業活動について、地域の特性とともに分析し、通商白書の掲載資料とするため、企業活動基本調査の調査票情報を利用する。
経済センサス-活動調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査	—	その他	商業統計調査、経済センサス-活動調査並びに特定サービス産業実態調査の調査票情報を利用して、時系列で地域の事業所数等のデータの分析を行うとともにその地図化を通じて、各地域の産業集積状況の変化等を把握する。さらに、こうした変化と地域経済の状況や産業インフラの整備状況及び地域内外の立地企業等の特性等との関連性等を分析することにより、その変化の要因等を明らかにし、今後の産業立地政策のあり方を検討する。
経済産業省企業活動基本調査	大学	その他	研究目的を遂行するため、企業活動基本調査の個票データを利用して日本の製造業の生産性成長を推定する等の分析を行う。
工業統計調査	内閣府	統計調査	「国民経済計算」の年次推計の一環として、①財貨・サービスの供給と需要表、②経済活動別国内総生産・要素所得表、③経済活動別財貨・サービスの産出表を作成する。
商業統計調査	地方 公共団体	基本計画	中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、中心市街地の事業所数、従業員数、販売額、売場面積等商業関連基礎統計の状況・推移を把握するため。
(国土交通省)			
訪日外国人消費動向調査	—	その他	地方創生に資する観光施策を実施するにあたって、都道府県別の観光入込客数、観光消費額をより高い精度で推計することを目的とする。
建築着工統計調査	復興庁	その他	今後の復興計画の策定や、住宅を再建する被災者の支援策を検討するために、震災以降の1㎡あたりの工事費の予定額の推移を統計処理し把握するために用いる。
住生活総合調査	地方 公共団体	その他	県住生活基本計画の見直しに向けた現計画の進捗状況の把握や新たな目標の設定に向けた検討を行うための基礎資料とする。
パーソントリップ調査	地方 公共団体	その他	新設道路の必要性、整備効果を検討するにあたり、詳細な現状分析を踏まえて課題抽出及び対応策検討を行う基礎資料とする。
(環境省)			
水質汚濁物質排出量総合調査	独立行政 法人	その他	東日本太平洋沿岸部(宮城県、山形県、福島県、茨城県のうち太平洋の集水域に該当する地域)における、水質汚濁物質の発生負荷量に係る基礎統計データの作成のため。

(注) 1 提供先が統計調査の所管府省と同一の場合(調査票情報の二次利用の場合)は、「—」としている。

2 ・白書: 白書や年次報告書等の作成のために用いる場合

・審議会: 審議会等で利用する資料作成のために用いる場合

・基本計画: 国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合

・統計調査: 統計調査等のために用いる場合(統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計(国民経済計算、県民経済計算等)の作成等)

・その他: 上記以外

(複数に該当する場合もあるが、本表では主なもののみを記載)

資料19 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査

(1) オーダーメード集計の利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			統計調査数	年次単位の提供数										
内閣府			3	12	3	16	3	19	3	22	3	29	3	32
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4-6月期～27年7-9月期	1	6	1	7	1	8	1	9	1	11	1	12
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～平成26年度	1	3	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9
	消費動向調査	平成16年度～平成26年度	1	3	1	4	1	5	1	6	1	10	1	11
総務省			8	36	8	52	8	74	8	94	8	110	8	115
	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年	1	4	1	4	1	4	1	6	1	7	1	7
	労働力調査	昭和55年1月～平成26年12月(月次調査)	1	20	1	22	1	23	1	33	1	34	1	35
	家計消費状況調査	平成14年1月～平成26年12月(月次調査)	1	2	1	9	1	10	1	11	1	12	1	13
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年	1	2	1	4	1	4	1	5	1	7	1	8
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年	1	2	1	4	1	4	1	6	1	8	1	8
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年	1	1	1	4	1	4	1	7	1	7	1	7
	家計調査	昭和56年1月～平成26年12月(月次調査)	1	4	1	4	1	23	1	24	1	33	1	34
全国消費実態調査	平成11年、16年、21年	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	3	
財務省			2	33	2	35	2	37	2	39	2	42	2	44
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	平成16年4-6月期～27年7-9月期	1	6	1	7	1	8	1	9	1	11	1	12
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～平成26年度	1	27	1	28	1	29	1	30	1	31	1	32
文部科学省			1	2	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7
	学校基本調査	平成20年度～26年度	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7
厚生労働省			3	4	5	9	5	14	5	17	5	22	5	25
	賃金構造基本統計調査	平成18年～26年	1	2	1	3	1	6	1	7	1	8	1	9
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年～24年	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6
	毎月労働統計調査(特別調査)	平成21年～26年	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2
	患者調査	平成20年、23年	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2
農林水産省			3	5	3	6	4	7	5	15	5	19	5	23
	農林業センサス	平成17年、22年	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	漁業センサス	平成15年、20年、25年	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	3
	海面漁業生産統計調査	平成19～26年	1	2	1	2	1	2	1	5	1	7	1	8
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23～26年	0	0	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4
	農業経営統計調査	平成20～25年	0	0	0	0	0	0	1	4	1	5	1	6
経済産業省			0	0	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度調査～26年度調査(19年度実績～25年度実績)	0	0	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7
国土交通省			1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6
	建築着工統計調査	平成21年4月～平成27年3月(月次調査)	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6
(国の行政機関)小計			20	87	23	119	24	154	25	192	25	228	25	247
日本銀行			1	6	1	7	1	8	1	10	1	11	1	12
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査から平成27年12月調査までの各調査回	1	6	1	7	1	8	1	10	1	11	1	12
合計			21	93	24	126	25	162	26	202	26	239	26	259

注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			統計調査数	年次単位の提供数										
総務省			4	13	5	33	5	34	6	37	6	38	6	39
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	3	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	労働力調査	平成元年1月～平成23年12月(月次調査)	0	0	1	19	1	20	1	21	1	22	1	23
	国勢調査	平成12年、17年	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2
厚生労働省			0	0	1	1	1	2	1	3	1	3	1	4
	国民生活基礎調査	平成13年、16年、19年、22年	0	0	1	1	1	2	1	3	1	3	1	4
合計			4	13	6	34	6	36	7	40	7	41	7	43

資料20 オーダーメイド集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメイド集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数						
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	累計
内閣府	(小計)	1	0	1	1	0	1	4
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	1	0	0	0	0	0	1
	企業行動に関するアンケート調査	0	0	0	0	0	0	0
	消費動向調査	0	0	1	1	0	1	3
総務省	(小計)	9	9	16	9	22	20	85
	国勢調査	8	2	8	5	9	7	39
	労働力調査	1	0	3	0	0	0	4
	家計消費状況調査	0	0	0	0	0	0	0
	住宅・土地統計調査	0	4	3	2	3	3	15
	就業構造基本調査	0	0	1	2	6	3	12
	社会生活基本調査	0	1	0	0	3	1	5
	家計調査	0	1	1	0	1	5	8
全国消費実態調査	0	1	1	0	0	1	3	
財務省	(小計)	1	0	0	0	0	0	1
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	1	0	0	0	0	0	1
	年次別法人企業統計調査	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	(小計)	1	0	0	0	0	0	1
	学校基本調査	1	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	(小計)	0	1	3	3	4	1	12
	賃金構造基本統計調査	0	0	1	2	2	0	5
	人口動態調査	0	1	1	0	1	1	4
	毎月勤労統計調査(特別調査)	0	0	0	0	0	0	0
	医療施設(静態)調査		0	0	0	0	0	0
	患者調査		0	1	1	1	0	3
農林水産省	(小計)	0	0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	0	0	0	0	0
	海面漁業生産統計調査	0	0	0	0	0	0	0
	木材統計調査(製材月別統計調査)			0	0	0	0	0
	農業経営統計調査				0	0	0	0
経済産業省	(小計)	0	0	0	0	0	0	0
	経済産業省企業活動基本調査		0	0	0	0	0	0
国土交通省	(小計)	1	0	0	0	2	0	3
	建築着工統計調査	1	0	0	0	2	0	3
(国の行政機関)小計		12	10	19	13	28	22	104
日本銀行	(小計)	0	0	0	0	1	0	1
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	0	1	0	1
合計		12	10	19	13	29	22	105

注1) 利用目的は、平成25年度の住宅・土地統計調査に係る1件の利用が高等教育目的であり、その他の利用は全て学術研究目的である。

注2) 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

注3) 平成24年度については、1件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の提供を行ったもの(国勢調査(総務省)、労働力調査(総務省)及び賃金構造基本統計調査(厚生労働省))がある。このため、1)総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致せず、2)各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	累計
合計	12	10	21	13	29	22	107

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数						
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	累計
総務省	(小計)	38	31	27	33	33	30	192
	学術研究目的	36	28	24	30	32	26	176
	高等教育目的	2	3	3	3	1	4	16
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	42	36	30	39	41	38	226
	学術研究目的	40	31	26	33	40	33	203
	高等教育目的	2	5	4	6	1	5	23
	全国消費実態調査	17	12	13	8	14	9	73
	学術研究目的	17	10	11	7	14	8	67
	高等教育目的	0	2	2	1	0	1	6
	社会生活基本調査	9	16	11	10	13	11	70
	学術研究目的	9	15	11	9	13	10	67
	高等教育目的	0	1	0	1	0	1	3
	就業構造基本調査	10	7	5	15	6	10	53
	学術研究目的	8	6	3	12	5	8	42
	高等教育目的	2	1	2	3	1	2	11
	住宅・土地統計調査	6	1	1	3	2	2	15
	学術研究目的	6	0	1	3	2	1	13
	高等教育目的	0	1	0	0	0	1	2
	労働力調査		0	0	2	2	5	9
	学術研究目的		0	0	1	2	5	8
高等教育目的		0	0	1	0	0	1	
国勢調査				1	4	1	6	
学術研究目的				1	4	1	6	
高等教育目的				0	0	0	0	
厚生労働省	(小計)		2	5	8	4	9	28
	学術研究目的		2	5	7	4	8	26
	高等教育目的		0	0	1	0	1	2
	国民生活基礎調査		2	5	8	4	9	28
	学術研究目的		2	5	7	4	8	26
高等教育目的		0	0	1	0	1	2	
合計	合計	38	33	32	41	37	39	220
	学術研究目的	36	30	29	37	36	34	202
	高等教育目的	2	3	3	4	1	5	18

注) 1件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	累計
合計	42	38	35	47	45	47	254
学術研究目的	40	33	31	40	44	41	229
高等教育目的	2	5	4	7	1	6	25

資料21 統計委員会委員名簿

(平成27年4月1日～27年5月27日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員長代理	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
委員	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	中山 弘子	前新宿区長
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
前田 栄治	日本銀行調査統計局長	

注) 役職は平成27年1月29日時点

(平成27年5月28日～27年10月13日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員長代理	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
委員	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	黒澤 昌子	政策研究大学院大学教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	中山 弘子	前新宿区長
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
	前田 栄治	日本銀行調査統計局長
	宮川 努	学習院大学経済学部教授

注) 役職は平成27年5月28日時点

(平成 27 年 10 月 14 日～28 年 3 月 31 日)

委員長	西村 清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
委員長代理	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
委員	河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授
	川崎 茂	日本大学経済学部教授
	清原 慶子	三鷹市長
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	関根 敏隆	日本銀行調査統計局長
	永瀬 伸子	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
	宮川 努	学習院大学経済学部教授

注) 役職は平成28年3月31日時点

資料22 統計委員会臨時委員名簿

部会名	委員名
平成28年3月31日現在臨時委員は任命されていない	

資料23 統計委員会専門委員名簿

(平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日)

部会名	委員名	
国民経済計算 部会	該当する専門委員なし	
人口・社会統計 部会	新井 陽子 安藤 福光 齋藤 博 松原 由美 水野谷 武志	板橋区教育支援センター所長 兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授 国立がん研究センターがん予防・検診研究センター検診研究部部长 明治安田生活福祉研究所医療・福祉政策研究部長 北海学園大学経済学部教授
産業統計部会	藤田 直哉	一般社団法人日本衛生材料工業連合会専務理事
サービス統 計・企業統計部 会	岩下 真理 野辺地 勉 森 まり子 渡辺 努	SMBCFレンド証券投資情報部チーフマーケットエコノミスト 太陽有限責任監査法人パートナー 東京商工会議所中小企業部担当部長 東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
統計基準部会	該当する専門委員なし	
匿名データ部 会	川口 大司 南 和宏 村田 磨理子	一橋大学大学院経済学研究科教授 統計数理研究所モデリング研究系准教授 公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

注1) 平成 27 年度中(平成 27 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日)に開催された部会に属する委員を記載。

注2) 役職は、指名時点。

注3) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。

資料24 統計委員会開催状況（第86回～第96回）

回数	開催年月日	審議事項
第86回	平成27年4月23日	・部会の審議状況について
第87回	平成27年5月28日	・統計委員会委員の発令等について ・諮問第79号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第88回	平成27年6月25日	・平成26年度統計法の施行状況について ・諮問第78号の答申「経済センサス - 活動調査の変更について」 ・諮問第79号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・諮問第80号「小売物価統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について
第89回	平成27年7月23日	・部会の審議状況について
第90回	平成27年8月27日	・部会の審議状況について
第91回	平成27年9月17日	・平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関連分）について ・諮問第80号の答申「小売物価統計調査の変更について」
第92回	平成27年10月26日	・統計委員会委員の発令について ・委員長の互選、委員長代理、部会長の指名等について ・諮問第81号「社会生活基本調査の変更について」 ・諮問第82号「国民生活基礎調査の変更について」 ・諮問第83号「工業統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について
第93回	平成27年12月11日	・経済統計の改善に向けて ・諮問第84号「学校基本調査の変更について」 ・諮問第85号「学校教員統計調査の変更について」 ・諮問第86号「商業動態統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・部会の審議状況について
第94回	平成28年1月21日	・諮問第81号の答申「社会生活基本調査の変更について」 ・諮問第82号の答申「国民生活基礎調査の変更について」 ・諮問第83号の答申「工業統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について
第95回	平成28年2月16日	・諮問第84号の答申「学校基本調査の変更について」 ・諮問第85号の答申「学校教員統計調査の変更について」 ・諮問第86号の答申「商業動態統計調査の変更について」
第96回	平成28年3月22日	・平成26年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）について ・諮問第87号「就業構造基本調査に係る匿名データの作成について」 ・統計委員会専門委員の発令等について

資料 25 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日

統計委員会決定

- 1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

- (2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年10月5日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料26 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2016年3月末現在

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
合計	(133) 15,514	3,813	10,385	1,316
ESCAP 域内国	(58) 15,149	3,515	10,355	1,279
アフガニスタン	166	57	102	7
アルメニア	61	15	39	7
米領サモア	9	0	9	0
オーストラリア	27	3	24	0
アゼルバイジャン	34	19	15	0
バングラデシュ	561	1,783	314	64
ブータン	255	68	178	9
ブルネイ	205	15	187	3
カンボジア	415	98	298	19
中華人民共和国	769	154	591	24
クック諸島	92	28	64	0
北朝鮮	98	0	98	0
ミクロネシア連邦	85	29	48	8
フィジー	288	75	199	14
ジョージア	35	15	17	3
グアム	35	0	35	0
香港	240	89	141	10
インド	492	180	215	97
インドネシア	674	194	408	72
イラン	531	119	340	72
日本	108	61	46	1
カザフスタン	59	28	23	8
キリバス	153	23	126	4
キルギス	37	19	15	3
ラオス	474	93	315	66
マカオ	148	6	121	21
マレーシア	630	166	419	45
モルディブ	556	71	470	15
マーシャル諸島	98	14	83	1
モンゴル	623	119	399	105
ミャンマー	648	110	410	128
ナウル	11	6	5	0
ネパール	690	123	552	15
ニューカレドニア	28	1	27	0
ニュージーランド	14	0	12	2
ニウエ	47	7	39	1
北マリアナ諸島	2	0	2	0
パキスタン	589	141	424	20
パラオ	9	4	4	1
パプアニューギニア	290	65	223	2
フィリピン	984	202	702	80
大韓民国	402	105	292	5
ロシア	20	3	16	1
サモア	172	61	99	11
シンガポール	118	48	45	25
ソロモン諸島	126	26	87	13
スリランカ	805	173	583	49
タジキスタン	85	31	51	3
タイ	893	192	604	97
東ティモール	157	22	128	7
トンガ	122	43	74	5
太平洋諸島信託統治領	40	8	33	0
トルコ	49	14	12	23
トルクメニスタン	9	6	3	0
ツバル	54	11	41	2
ウズベキスタン	66	28	8	30
バヌアツ	108	26	78	4
ベトナム	653	114	462	77
ESCAP 域外国	(75) 365	298	30	37
アルバニア	2	2	0	0
アルジェリア	1	1	0	0
アルゼンチン	1	1	0	0
バルバドス	1	1	0	0
ベリーズ	2	2	0	0
ベナン	1	1	0	0
ボリビア	4	4	0	0

国/地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0
ボツワナ	2	2	0	0
ブラジル	7	6	1	0
ブルガリア	2	2	0	0
カメルーン	9	9	0	0
コロンビア	1	1	0	0
コモロ	1	1	0	0
コートジボワール	1	1	0	0
キューバ	3	3	0	0
チェコ共和国	1	1	0	0
ジブチ	1	1	0	0
ドミニカ国	2	2	0	0
ドミニカ共和国	1	1	0	0
エクアドル	2	2	0	0
エジプト	12	10	0	0
エチオピア	13	13	0	0
赤道ギニア	1	1	0	0
フランス	9	0	9	0
ドイツ	1	0	1	0
ガーナ	23	14	0	9
グアテマラ	5	5	0	0
ホンジュラス	4	4	0	0
イラク	20	20	0	0
イタリア	1	1	0	0
ジャマイカ	4	4	0	0
ケニア	6	6	0	0
コソボ	4	4	0	0
ラトビア	1	1	0	0
レバノン	1	1	0	0
レソト	9	9	0	0
ルクセンブルグ	2	0	2	0
マダガスカル	1	1	0	0
マラウイ	5	5	0	0
モリタニア	1	1	0	0
モリシャス	1	1	0	0
モルドバ	3	3	0	0
モザンビーク	10	4	0	6
ニジェール	2	2	0	0
ノルウェー	1	0	1	0
ナイジェリア	18	18	0	0
オマーン	10	10	0	0
パレスチナ	14	14	0	0
パナマ	2	2	0	0
パラグアイ	2	2	0	0
ペルー	6	6	0	0
ルーマニア	3	3	0	0
ルワンダ	9	9	0	0
セントルシア	2	1	1	0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	4	4	0	0
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	1	1	0	0
スロバキア	1	1	0	0
南スーダン	4	2	0	0
スーダン	3	3	0	0
スワジランド	8	8	0	0
スイス	3	0	3	0
シリア	18	8	0	10
タンザニア	30	25	0	5
ウガンダ	1	1	0	0
ウクライナ	2	2	0	0
ウルグアイ	1	1	0	0
米国	18	0	11	7
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	8	8	0	0
ジンバブエ	2	2	0	0

資料 27 政府統計の総合窓口 (e-Stat) について

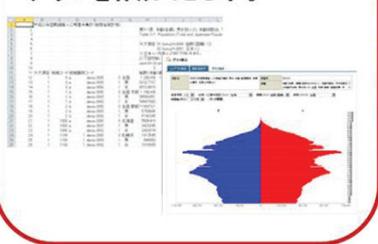
“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計 (Statistics) に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口 (ポータルサイト) です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

これらの機能に、平成 26 年 10 月に、利用者のシステムが統計データを自動的にダウンロードできるようにする API 機能の追加を、27 年 1 月に、統計 GIS にユーザ保有のデータを取り込む機能等を有する、「地図による小地域分析 (jSTAT MAP)」の機能追加を行いました。



統計表のダウンロードや、人口ピラミッドをはじめとした様々なグラフを作成できます。



地域で見る統計 (統計GIS) を使うと、地域のすがたがよくわかります。



統計調査の調査票や調査項目などを調べることができます。



資料 28 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年 4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。

